

平成27年第7回白鷹町議会定例会 第1日

議事日程

平成27年12月10日（木）午前10時開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | | 一般質問 |
| 日程第 5 | 議第 95号 | 白鷹町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の設定について |
| 日程第 6 | 議第 96号 | 白鷹町町税条例等の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第 7 | 議第 97号 | 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議第 98号 | 白鷹町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議第 99号 | 白鷹町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議第100号 | 平成27年度白鷹町一般会計補正予算（第3号）について |
| 日程第11 | 議第101号 | 平成27年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第12 | 議第102号 | 平成27年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第13 | 議第103号 | 平成27年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第14 | 議第104号 | （仮称）町民武道館建築工事請負契約の一部変更について |
| 日程第15 | 議第105号 | 町道路線の認定について |
| 日程第16 | 議第106号 | 西置賜地区視聴覚教育協議会の廃止について |
| 日程第17 | 請第 7号 | T P P交渉「大筋合意」は撤廃し、調印・批准しないことを求める請願 |
| 日程第18 | 請第 8号 | 戦争法（平和安全保障関連法）の廃止を求める意見書提出の請願 |
| 日程第19 | 請第 9号 | 山口沖地内の町道路線の認定と道路整備について |

○出席議員（14名）

1番	遠藤幸一	議員	2番	笹原俊一	議員
3番	佐々木誠司	議員	4番	小口尚司	議員
5番	小形輝雄	議員	6番	樋口与一朗	議員
7番	田中孝	議員	8番	山田仁	議員
9番	奥山勝吉	議員	10番	石川重二	議員
11番	佐藤京一	議員	12番	菅原隆男	議員
13番	関千鶴子	議員	14番	今野正明	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤誠七
副町長	横澤浩
教育長	岡田勉
総務課長	松野芳郎
税務出納課長	田宮修
企画政策課長	湯澤政利
企画主幹	永野徹
町民課長	菅原護
健康福祉課長	齋藤春美
産業振興課長	齋藤重雄
農林主幹併 農業委員会事務局長	菅間直浩
建設水道課長	今野秀一
病院事務局長	中村裕之
教育次長	菅原良教
教育委員長	丸川恵子
監査委員	小形安弘
農業委員会会長	樋口太一

○職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	樋口浩
係長	平井正秋

書 記 佐 藤 圭 子

開 会

〈午前10時00分〉

○開会の宣告

- 議長（遠藤幸一） おはようございます。
ご参集まことにご苦労さまです。
これより、平成27年第7回白鷹町議会定例会を開会いたします。
ただいまの出席議員は全員であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
-

○議事日程の報告

- 議長（遠藤幸一） 議事日程は、事前に配付のとおりであります。
-

○会議録署名議員の指名

- 議長（遠藤幸一） 早速、議事に入ります。
日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本件については、会議規則第125条の規定により、議長より指名いたします。
10番 石川重二君
11番 佐藤京一君
の兩名を指名いたします。
-

○会期の決定

- 議長（遠藤幸一） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。本定例会の会期については、12月3日開催の議会運営委員会に諮問したところ、12月10日から18日までの9日間が適当との答申がありましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。
よって会期は、12月10日から18日までの9日間と決定いたしました。
-

○諸般の報告

- 議長（遠藤幸一） 日程第3、諸般の報告を行います。
内容を議会事務局長に朗読いたさせます。議会事務局長、樋口 浩君。
○議会事務局長（樋口 浩） 諸般の報告。
1. 第59回町村議会議長全国大会及び第40回豪雪地帯町村議会議長全国大会、11月11日、東京都で行われました。

第59回町町議会議長全国大会が開催され、地方創生の推進に関する特別決議やT P Pに関する特別決議、参議院選挙制度改革に関する特別決議など6つの特別決議を決定しました。また、東日本大震災からの復興と大規模災害対策の確立、分権型社会の実現と道州制導入反対等25項目の要望を可決しました。

さらに、大震災や原発事故等からの本格的な復興の取り組みを加速させるとともに、人口減少の克服と地方創生を実現するため、町村の自治能力を高め、都市と農山漁村が共生しうる社会を強力に進めるとする大会宣言を行いました。

同じく開催された第40回豪雪地帯町村議会議長全国大会においては、豪雪地帯対策の充実強化、冬期交通・通信の確保など8項目の要望を可決しました。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 諸般の報告が終わりました。

○一般質問

○議長（遠藤幸一） 日程第4、一般質問を行います。

一般質問の質問事項等については、お手元に配付の文書表のとおりであります。

最初に、地方創生と総合戦略の具現化に向けて、4番、小口尚司君。

〔4番 小口尚司 登壇〕

○4番（小口尚司） 地方創生と総合戦略の具現化に向けて。

今年度から第5次白鷹町総合計画の後期基本計画が始まりました。

時を同じくして、国での地方創生のもと、地方創生資金を原資としたプレミアム商品券の発行や、観光誘客推進消費拡大、緊急住民生活支援などの地域住民生活等緊急支援事業が先行して始まっています。現時点ではこれら先行型地方創生関連事業が実施継続中であることから、事業に対する成果や評価についてはこれからの状況を見極める必要があると承知しています。

そして、先行型地方創生関連事業への取り組みの中、今年の10月末に「白鷹町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」と「総合戦略」が策定されました。

人口ビジョンの特徴として、「人口減少の要因について詳細な分析を施し、具体的な対策を立案するための指標を明示し、目標を達成するための筋道を明確にした」とあります。また、総合戦略では、「人口減少問題に正面から向き合い、将来的に持続可能なまちづくりを進める」「白鷹町のまち・ひと・しごと創生の羅針盤として、まちづくりの理念である共創のまちづくりをさらに推し進め、将来にわたり持続可能な社会を目指す」とあり、計画策定の趣旨として、「地域社会を担う個性豊かな人材の確保と地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進することを目的として策定する」、そして「第5次白鷹町総合計画後期基本計画と整合性を図りながら、産業の活性化や子育て支援、移住交流の促進や自主的な地域づくりなど、具体的な施策をまとめた

計画として位置づける」とあります。

改めて私から言うまでもなく、人口ビジョンと総合戦略は、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、地域の実情に応じて施策の基本的な計画を定めるとした国の方針を受けて策定したものです。

このたび策定した総合戦略を今からどのように具現化して、人口ビジョンで展望している2040年に1万5000人程度という目標を達成していくのか、今こそ町の真価が問われるものと思います。

財源についても、今年度は10割の交付金でしたが、来年度以降は2分の1の補助となるような情報も聞こえてきます。

そこで、人口ビジョン、総合戦略の策定を踏まえ、今年度から実施されている第5次白鷹町総合計画後期基本計画との整合性をどのように関連づけし、これからのまちづくりをどう進めるのかについて伺います。

また、白鷹町内でも人口減少や産業など、地域によって差があり、さまざまな地域課題もあり、実情が違ふと思われまふ。地域版の人口ビジョン、総合戦略のようなものを策定し、地区ごとに共通認識を持つ必要があるのではないかとと思われまふが、いかがでしょうか。

また、総合戦略の具現化に向けては、産業振興の観点からも6次産業化の推進がポイントになります。予算・決算審査でも質問しまふが、改めて6次産業化推進に向けた考えを伺いまふ。

間もなく全ての地方自治体の総合戦略が出そろいまふ。各自治体の競争が始まるのではないかと危惧されまふ。さらに、結果重視のため、具体的な成果指標が求められてまふ。いかにして「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む「好循環」を確立するか、総合戦略に臨む町長の所見を伺いまふ。

あわせて、このたびTPP交渉の大筋合意に対する県内市町村首長の見解が新聞に掲載され、佐藤町長は賛成とありまふ。あらためて言うまでもなく、農業は本町の基幹産業であります。このたびの総合戦略の中でも、基本目標の1番目に「自然・人材・資源を生かし、企業活動の振興や就農支援を強化し、産業の活性化により雇用を創出しまふ」とありまふ。その最初に「農業経営の確立」とあり、まさに総合戦略の中でも農業の重要性が示されていまふ。このたびの大筋合意は、将来の農業に対する影響は極めて大きいものと受けとめていまふ。これらを踏まえ、このたびの町長の見解の真意を伺いまふ。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 小口議員の一般質問にお答えをさせていただく前に、ちょっと風邪

ぎみでございまして、声が余り芳しくないということでお聞き苦しい点があるかもしれませんが、ご容赦賜りたいと思います。

小口議員の一般質問にお答えさせていただきます。

今年度スタートいたしました第5次白鷹町総合計画後期基本計画につきましては、昨年5月、元総務大臣増田寛也氏が座長を務められる日本創成会議が「消滅可能性都市」として、平成52年、西暦2040年になりますが、推計人口が1万人以下となる全国の自治体を公表し、大変な衝撃を与えたところでもあります。国全体としての人口減少社会に警鐘を鳴らす中、策定作業に当たらせていただいたところでもあります。

本町は、昭和29年の立町以来、人口については減少幅の大小はあるにせよ、一貫して減り続けてまいりました。そして、この人口減少は収束せず、残念ながら過疎からの脱却はできずにあります。

これに対応すべく、後期基本計画では「子育て・教育」「雇用・産業」「地域」「防災」の4本の柱を中心に、最重点プロジェクトとして人口急減対策を掲げ、地方創生の施策を意識した内容としたところです。

このような後期基本計画がスタートした今春、まち・ひと・しごと創生法に基づき人口ビジョンと総合戦略の策定に着手し、山形大学人文学部教授の國方副学部長さんを委員長とする策定委員会メンバー11人によって、このたびのビジョンや戦略をつくり上げていただいたところでもあります。限られた時間の中ではありましたが、策定に当たっては、町を外側から見る視点をお持ちの方、実際に現場に携わる方、専門的な知識をお持ちの方など、幅広いメンバー構成で議論を重ねていただき、このたびの総合戦略、そして人口ビジョンの完成に至ったということでもあります。

総合戦略につきましては、「しらかの」4つの基本目標と6つの政策パッケージから構成されており、雇用の創出、移住の推進、子育て支援、地域づくりなどを柱とし、森林・林業の再生や日本の紅（あか）をつくる町、婚活・子育てや人材育成などに重点的かつ具体的に取り組む内容としております。総合戦略の実施により、人口ビジョンに掲げた数値目標の実現を目指すものでもあります。

人口ビジョンに関しましては、議員ご指摘のとおり、25年後の平成52年、2040年に1万500人の人口を確保することを掲げさせていただいております。具体的な4つの改善目標を達成することで、この人数は実現可能な内容とさせていただいております。

1点目には、有配偶率を10%上昇させることであります。平成22年の国勢調査の数値をもとに今回の人口ビジョンは策定しておりますが、25歳から35歳まで、結婚時年齢が25歳から34歳までの女性の有配偶率が63%でありました。これを10%引き上げることとし、成婚、結婚に向け、町としても結婚支援、婚活支援を引き続き積極的に取り組み、専門員の配置やさまざまな団体との連携などによる出会いの場の創出などにより、晩婚化や非婚化への対応を図りたいと考えているところでもあります。

2点目には、25歳から39歳までの有配偶女性人口に対するゼロ歳から4歳までの子供の人口の割合を5%程度上昇させることでもあります。平成22年時点で80%の割合となっておりますので、これを85%にすることで、女性1人当たり約2.55人のお子さんをお持ちになる推計となります。この2つの有配偶率及び女性子供比率のアップにより、合計特殊出生率は1.8相当となり、人口規模を維持できると言われております、人口が減少も増加もしない、人口置換という専門用語になりますけれども、人口置換水準の2.07までには到達しませんが、現行の人口減少に歯どめをかける上では、有効であり現実的であると捉えているところでもあります。

3点目には、転入者を5年間当たり約50名程度増加させ、移住促進を図ることでもあります。今年度から関係団体等と白鷹町ふるさと移住推進協議会を設立し、移住推進に向けた相談体制の確立や情報の発信を中心に取り組んでいるところでもあります。特に東京側の相談窓口として、白鷹サテライトオフィスには精力的に活動していただいているところでもあります。

また、本町のこれまでの移住者、Uターンによる若手新規就農者が特徴的であることから、これらを拡大するために新規就農者の受け入れ協議会を設立いただいたところでもあります。地方創生先行型の交付金を活用し、今年度から具体的に移住推進を図っておりますが、本町に移住を検討される方は目的意識の高い方が非常に多く、就農したい、機織りをやりたいなどという目的が明確であることがわかってまいったところでもあります。このような方のニーズを的確に捉え、受け皿体制を確立した上で、移住拡大を図りたいと考えているところでもあります。

4点目につきましては、死亡数及び転出数の抑制であります。これらにつきましては、健康で生涯現役でお過ごしいただくことはもちろん、元気な高齢者が活躍できる場の創出に向け、取り組んでまいりたいと考えているところでもあります。

転出数の抑制につきましてはこのたびの策定作業の中でも明らかになりましたが、18歳の高校卒業時点で町外への転出が大変に多くなってきております。30年ほど前までは、20歳代後半までの方々が再び町への転入、Uターンの傾向が強く見られましたが、近年は高校卒業時の18歳または大学卒業時の22歳で転出したままの状況が続いていることが明確となったところでもあります。就職先や雇用の問題等もあるわけですが、郷土への誇りと愛着を持てる人材の育成を目的とした“白鷹人「目を世界に、心ふるさと」プロジェクト”も政策パッケージの一つに掲げさせていただいておりますので、若者の定住に向け、あらゆる角度から対策を講じてまいりたいと思っているところであります。

人口減少を食い止めるための事業の実施に当たり、今年度は地方創生先行型として国庫補助率が10分の10の割合で総額約4,600万円、ほかに消費喚起分として約3,800万円の交付を受けているところであります。

今、本町では来年度予算編成の過程をしておりますが、国は現在平成27年度補正予算

での措置も検討し、地方創生戦略を策定した自治体に対し、地方版に盛り込まれた事業に配分し、さらに地方創生を加速させるのではないのかなという報道もあったところでもあります。いずれにいたしましても、この交付金の充当等の実際の運用につきまして、さらに情報の収集を行い、地方創生戦略の実現化に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでもあります。

このたび策定いたしました総合戦略と第5次白鷹町総合計画後期基本計画の整合性につきましては、いずれも人口減少対策を基軸に据え、文言の差はありますが、向かうべき方向、目的は同一であります。まちづくりの理念である「共創のまちづくり」をさらに推し進め、将来にわたり持続可能な白鷹町を目指すものでもあります。

町内の地域別、地区別の人口ビジョン、総合戦略に関しましては、今年度スタートの地区コミュニティセンターの設立時に、地区ごとに地区計画を策定いただいた経過がございます。この地区計画には、各地区の将来像、目指すべき方向が明示されており、その実現に向けた対応も盛り込まれているところでもあります。地区によっては人口減少の実情や産業構造は異なります。議員ご指摘のように、人口減少により地域課題がさらに高まるということもあらうと思われませんが、さらにそれぞれの地区の特徴を捉えながら対応してまいりたいと考えているところがございます。コミュニティセンターによる地区計画の見直しや総合戦略の策定を行うというところにつきましては、できる限りの支援、協力をさせていただきたいと考えているところでもあります。

また、ことしは5年に一度の国勢調査が実施されました。この数値はあらゆるベースとなり、非常に詳細な統計でありますので、今後この内容も公表になると思われしますので、より新しいデータによる地区別総合戦略も策定が可能であると考えているところでもあります。

次に、産業振興の観点から6次産業の取り組みにつきましてでございますが、6次産業への取り組みといたしましては、商品開発の段階に応じた6次産業化支援事業を実施しており、本年も紅花を使った商品開発やライスパックの開発等、ご相談をいただいているところでもあります。

また、上原恭子観光交流大使にお菓子づくりの開発をお願いいたし、紅花と桜を使ったボールマフィンというお菓子だそうでございますが、これを開発いただき、町内の第6次産業生産者を対象とした講習会を開催させていただいてところでもあります。受講された方の中から、白鷹町の特産品を活用して、山形県で実施した「やまがた土産菓子コンテスト」へ出展され、審査員特別賞を受賞されたと同っているところでもあります。

6次産業に取り組む多くの方々は、漬物や惣菜を中心として、直売所を主な販路とされております。また、生産体制や経営規模につきましては、お一人か、ご家族で小規模に営まれている方が大半であります。株式会社を起し経営されている方もいらっしゃいますが、それらの方の販売先は、直売所に限らずネットなどにより積極的に販路拡大

に取り組まれているようでございます。小規模に生産されている方は、労働力や生産量に限界があるため、新商品の開発や支援制度の情報収集、さらには販路の拡大にはご苦労をされているものと捉えさせていただいているところでもあります。

産業振興戦略会議では、コーディネーターを配置し、国・県の補助制度の周知や講習会等のご案内をさせていただいておりますが、そういった点では、なかなかそこまで相談できる状態にはないのではないのかなというのが実情のようでもあります。

また、国の6次産業化支援を受ける場合も、小規模経営の場合は活用することが難しい現状にあります。これには、生産者の方がどのような支援を必要とされ、どのような制度がマッチしているのか、さらには生産・経営の状況に無理がないのか、生産者に寄り添い、良き相談相手となるアドバイザーが不可欠と考えているところでもあります。

さらに、加工機械等を導入する場合、高額となり個人での購入が難しく、組織として各生産者からの情報を集約し、汎用性のある機械を購入するなど、メリットのある取り組みも必要であると考えているところでもあります。

しかし、いずれの場合も生産者が主体となり、その経営手腕を振るっていただくことが事業成功の鍵と言えると考えているところでもあります。町や産業振興戦略会議ではその手助けをさせていただき、足腰の強い6次産業化を目指してまいりたいと考えているところもあります。

また、視点を変えますと、現在取り組んでおります森林林業再生の部分につきましても、6次産業の一つとして十分に捉えることはできると認識させていただいているところでもあります。

今般、地方創生戦略を策定いたしました。地方創生戦略の取り組みについては、目標に対する成果も求められております。具体的な成果指標につきましては評価を実施し、状況によってその施策の効果、成果の検証やその指標の見直し等を図る予定であります。PDCAサイクルの徹底が求められていることから、評価のあり方についても外部有識者等の意見も踏まえ、より効果的な事業推進が図られる仕組みづくりを進めてまいりたいと考えておるところであります。

「好循環」の渦巻きは、最初は非常に小さいものでありますが、その渦をどんどんどんどん大きくしていくためには、多様な主体同士が連携し合い、新たな価値を生み出し、創造、発展していくことが重要であり、共創の理念と一致するものでもないと認識しているところがございます。総合戦略を策定する中、本町のせっかくのよい取り組みや資源が埋もれていて人の目に触れない、つまりは地域情報発信力の充実強化が必要であるという意見が再三提案されました。訴求力の高い効果的な情報発信を推進する仕組みについて、好循環を巻き起こす重要な要素であろうと認識しておりますので、外部の力を取れ入れながら効果的に進めてまいりたいと考えているところでもあります。

次に、TPPに関する新聞報道の件についてお答えさせていただきます。

11月15日付の山形新聞紙上に掲載されました記事に関しましては、環太平洋連携協定、いわゆるTPP交渉の大筋合意を受け、共同通信社が全国の首長に対してアンケートを実施し、地方新聞などの各県のメディアに配信されたものの一部が掲載されたものでもあります。

小口議員からご指摘ありましたように、特に白鷹町、南陽市、東根市につきましては、「TPPに賛成」という表現となっているため、私に対しましてもさまざまところからその真意について問われたところでもございます。

このたびのアンケートの趣旨といたしましては、TPP協定に合意した12カ国の間で人と物の垣根が低くなる一方、農業や地域産業の影響も指摘されていることから、その影響についてどのように考えるか、各自治体のトップの考えを聞きたいという趣旨により実施されたものでもあります。

設問につきましては幾つかの項目が設定されており、そこから選択するものと意見として記入するものがございました。その最初の設問が「大筋合意に賛成か反対か」というものであり、1 賛成、2 どちらかと言えば賛成、3 どちらかと言えば反対、4 反対、5 どちらとも言えないの5つの選択肢から回答するというものであります。これに対しまして、私としては2番の「どちらかと言えば賛成」という回答を行ったところでありますが、新聞紙上では「どちらかと言えば」というものも含めて「賛成」ということで報道がなされたものでございます。

また、「どちらかという」と賛成」と答えた理由につきましては、幾つかの選択肢の中から、「貿易自由化は世界の潮流であり、日本が積極的に関与すべきだ」という回答を選択したものでございます。

さらに、設問の3点目では、それぞれの自治体において最も影響を受ける生産物を一つ選択する項目がございました。この設問に対しまして、私は牛肉を選択いたしました。その理由について、記述回答方式であったため、いわゆる米沢牛などのブランド化された牛肉以外の牛肉、例を挙げますと交雑種であったり、ホルスタイン等の廃用牛であったりするわけではありますが、そういった牛肉につきましては、このたびのTPPでの低廉な輸入牛肉との競合が考えられ、影響を受けると思われたからでございます。

このように設問がほとんど選択制でございましたので、細かいニュアンスが伝わりにくいところではございましたけれども、当然TPP協定につきましては、プラス、マイナス両面があることを十分認識した上で回答をしたところでもあり、「協定全てにおいて賛成ということではない」ということをご承知いただきたいと存じます。

ただし、農業分野以外も含めた町全体での影響として考えた場合、必ずしも不利益ばかりではないということもあると思われ、それらもトータルで考えた場合、TPP協定の全てにおいて反対するというものではないと考えたところでもあります。

TPPに関しましては、協定発効までの手続の中で加盟国がそれぞれ国内での手続を

行い、一定量の署名が集まらなければ発効しないものでありますので、その推移についても見守りながら、全国町村会などとも歩調を合わせ、発言すべきところは発言してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

小口議員のご指摘のとおり、本町の基幹産業である農林水産業につきましては、T P P協定によって影響を受けることが危惧されます。先ほど申し上げました牛肉のみならず、酪農や豚肉、米などについても、その影響が懸念されるところであります。

特に、我が町のような中山間地域では、農村そのものを守っていくことが非常に大切でもあります。そのための施策が重要になってくるものと考えているところであります。

そして、何よりもT P Pによる心理的不安から、若い後継者たちが不安を感じることに繋がらないようにしていくことが必要であると考えておりますし、なりわいとして農業を営んでおられる方々に対しましては、農業でしっかりと生計が成り立っていけるよう、積極的に支援していくことが大切であると認識しているところであります。

いずれにいたしましても、農林業につきましてはT P Pの動向に一喜一憂することなく、課題を一つ一つ解決していくためにも、しっかりと農家の方々と意見交換等を行うとともに、今後とも引き続きT P P協定交渉の内容に対する情報収集を行いながら、農業団体等関連機関と連携し、国・県との連携を密にしながら、足腰の強い農業・農村づくりに向けた取り組みを検討してまいりたいと考えているところであります。

以上、小口議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（遠藤幸一） 小口尚司君。

○4番（小口尚司） 人口減少については、今に始まったことではなくて、随分前から少子高齢化と言われてきました。

その上で、地方創生の施策を意識しながら後期基本計画をつくり上げたということは当然のことだろうと思います。後期基本計画、総合戦略、両計画とも、これからのまちづくりの大きな指針になるものと思っています。

策定した人口ビジョンと総合計画の具現化を進めていくには、これからのまちづくりについて町民の方々、地域の方々との共通認識を持っていくことが必要であるということとは言うまでもないと思います。

そこで、具体的な進め方として、各地区コミセンと連携しながら、コミセンとも共通認識を持っていく必要があるものと思います。各コミセンの地区計画もあるかとは思いますが、まずは各地区版の人口ビジョン、総合戦略を策定して、人口ビジョンの数字を目立つところに掲示しながら、人口の将来展望の数字やグラフ等々をいわゆる見える化して、みずからの地域の人口動態を常に意識して共通認識を図っていくべきではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 議員おっしゃることは、ある面から見れば、まさしく地区地域づく

りの根幹をなすものであるということは認識されます、これは人口がベースであると。

しかしながら、今までのトレンドを見ながら、あるいはこれからの人口ビジョンをつくるときに、地域づくりの阻害になるような、やる気をなくすようなものを我々が率先して公表すべきなのかどうかということは、いささか私もそこには引っかかるものがございます。

例えば、近隣でこのたび総合戦略をつくられたわけですが、市においても、山形市を除いては全部人口減少の状態を是認せざるを得ないということで来ているところでございます。

そういう状況下の中で、今までコミセンについては6つあるわけですが、それぞれ町全体で減るということはもう認識させていただいておりますけれども、それぞれの地域によっては格差が出てくるわけでありまして。それを今我々が行政として地域の皆様方に公表し、そしてやる気を喚起すればいいんですが、逆にやる気を衰退させるようなことをしてはならんと私は思いますので、今、議員からご指摘あった内容については、改めてコミセンの方々とも話し合いをしながら、人口だけではないわけですが、一番のベースが人口であるということを認識した上で対応していく必要があると思いますので、この辺については少しコミセンと、コミセンというよりも地域の方々とも話し合いをさせていただきながら、その方向性を出していただければありがたいと思います。

○議長（遠藤幸一） 小口尚司君。

○4番（小口尚司） 確かに自分の地域の人口減少化が地域づくりに対して疎外感を持つ可能性も出てくるということは理解できるわけですが、まずは現実的に自分の地域が将来どうなっていくって、その上で地域づくりをどういう方向に持っていくんだということは、地域がまずは主体になって考える必要があることだろうと思います。

その上で、人口減少の状況をみずからも認識する意味でも、やっぱり数字の見える化というのは必要なのではないかなと私は思いますけれども、その点はいかがでしょう。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 議員おっしゃることはまさしくそのとおりだろうと思いますので、本日の時点におきましては、やはり区長さんあるいはコミセン長さんとも十分話をさせていただき、今、分析することは可能なわけですが、数字を出すということはビックデータがありますのでそれは可能なわけですが、それをただ数字はこう出ましたよということではないと思いますので、この辺については少し調整をさせていただきたいというよりも、協議をさせていただきながら対応させていただきたいと思いますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

○議長（遠藤幸一） 小口尚司君。

○4番（小口尚司） その上で総合戦略を具現化していくには町だけで頑張ってもしょうがないと思いますので、各地域で今回の総合戦略を策定したことに対する共通認識を持

っていくことがまず第一番なのではないかなと思います。

その上でそれを前提にして、まずは初期段階で各地域に担当する職員を配置しながら、地区の課題や実情に応じて一緒になって取り組んでいくということも必要なのではないかなと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 地区担当職員については以前にもご質問があったと思っているところでもあります。私も決してそれを否定する立場ではありませんし、やっていきたいなと思っているものでもあったわけではありますが、実は先行している自治体の状況を見ますと、どうしても報・連・相といいますか、報告ということがあったり、それがうまく回っていない地区になりますと、決定的なダメージを受ける場合があるんです。その辺が果たして、地区担当職員がいろんな会議に参画をさせていただき地域課題を洗い直していくと。それをいかに行政に取り次いでいくかということの流れがスムーズに流れれば何ら問題はないわけですが、残念ながらそれでないような、先行された自治体においても課題があるということを実際に報告を受けておりますし、ただ我々として今後何をしていくかということ、コミセンを中心とした連携をどう持っていくべきなのか。これについては、地域おこし協力隊の方もあと2人ほど来年度から配置なると聞いておりますので、そういう方々の連携を密にする。コミセン長さんたちの連携も密にすると。コミセンにおける事務をなさっている方々についても連携を密にするということの中で、私は現時点においては対応できるのかなと思っております。

そこまで行って、さらに地区単位の中で、コミセンを中心とした地域づくりをやっていこうということを実現化していこうということになりましたときには、やはりそこまで考えていく必要があるのかなと思っておりますが、現時点では十分その機能は果たしているということと、もう1点は、先行された自治体においては残念ながら固定化してしまったり、地域の実情がなかなかわからないと、その地域で生まれた方、育った方ということがどうしてもそういう形になってしまうものですから、なかなか行政との連携がうまくとれていないという地域もあるということでもありますので、この辺についても今の段階で直ちにそれを導入するということはないということでご理解賜りたいと思います。

○議長（遠藤幸一） 小口尚司君。

○4番（小口尚司） 今の部分につきましては、最後のほうでもう一度触れたいと思います。

我々は、持続可能な白鷹町を次世代に確実に引き継いでいく大きな役割があるものと思っています。きょうからの取り組みが、2040年に1万500人という目標を達成するための第一歩だと思いますので、ぜひ的確な対応を望みたいと思います。

次に、6次産業化の推進についてですが、現在までの取り組み状況と課題についての

答弁をいただきました。状況については、答弁にもありましたように、既に惣菜や漬物などを中心に農産物加工、販売を行っている方々がいらっしゃいます。しかし、小規模にとどまっている状況かと思えます。

一方で、思うに若い人が中心に新たに商品を開発したり、また開発中の方もいらっしゃいます。例えば、ご存じのようにミニトマトのキムチ漬けであったり、自家製のチーズづくり、日本酒のシャンパンの模索、豆プロジェクト等々の取り組みなど、そのほかにも農産物加工を模索している人もいらっしゃるようです。

私なりに課題として捉えていることは、各人によって、商品として完成している人からまだ初期段階の人まで、取り組み状況が違います。それによって、ハード、ソフトそれぞれの課題も違うということ、そしてその課題解決はそれぞれ各人に委ねられているというような現状かと思えます。

生産者が主体となってという答弁もありましたけれども、しかし課題をクリアしていくためには労力の限界があるというのも事実です。そのために今以上進んでいけないという状況ではないかなと思えます。

課題解決のためにさまざまな支援が考えられるわけですがけれども、人的な支援が一番必要なのではないかなと思っています。商品開発、各商品の連携や商品のコンセプト確立、パッケージ、ターゲットなどの販売戦略、販売促進等々をプロデュースする、ある程度ノウハウと時間のあるスタッフの確保が必要かと思えます。しかし、今までなかなか進んでこなかった現状を見ると、町内での確保は難しいのではないかなと思えます。

そこで、これらを担当するスタッフを、先ほど町長からもありましたけれども、地域おこし協力隊に求めてはと思います。地域おこし協力隊については、今年度から地域のニーズに応じて募集を行い、既に1名の隊員が蚕桑地区で活動していらっしゃると思います。地域への活用も継続して必要かと思えますけれども、今話したように、6次産業化推進スタッフのような、地域を越えて活動してもらえる人も必要なのではないかなと思えますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（遠藤幸一） 産業振興課長、齋藤重雄君。

○産業振興課長（齋藤重雄） お答えさせていただきたいと思えます。

議員ご指摘のとおり、先ほど町長がお答えしたとおり、小規模な中での商品開発であったり販売戦略であったりということで、雇用してまでの6次産業化というところまではなかなか行っていないと捉えているところでございます。

これにつきましては、何を生産者が目標とするかということだとは思いますが、生産量を拡大して収益を大幅に増大したいという考え方になりますと、その中で商品のパッケージであるとか販売戦略であるとか、そういうことも大変必要な部分になってくるのかなと思えます。

また、個人の小規模な方においても、知名度を上げるとか、それからブランド力を上

げるといった場合にも、やはりそういった部分での対応も必要かとは思いますが。

専門家にお願いして、それらのことを相談に乗っていただくということでの対応、それも一つあるかと思えますし、議員おっしゃるような6次産業化支援スタッフということでの地域おこし協力隊の協力といったことを得られれば、それはそれでいいのかなと思えます。

ただ、それを行っていくための人材を、どういうふうに我々が地域おこし協力隊の方に求めるかというふうになってくるのかなという部分が一番課題ではないのかなと思えます。そういった分野の方が地域おこし協力隊として手を挙げられているということになれば一番いいわけですが、そういったことでない方もいらっしゃるわけですので、それをそのままいわゆる支援スタッフとして分野の違う方に入っていくには、それなりの地域の中での、地域を知っていただくとか、こういうものがあるとか、そういったところの短期のスパンでなくて、中長期的なスパンの中で携わっていただくような方が必要になってくるのかなと今ちょっと思ったところでございます。

○議長（遠藤幸一） 小口尚司君。

○4番（小口尚司） 確かに協力隊員の選定については非常に難しい部分もあろうかと思えます。

ただ、今年度の募集の仕方を見ても、具体的にこういうことに対して協力いただきたいという募集の仕方もおっしゃると認識しておりますので、その内容等を十分公開した上で協力隊員の募集を行えば、そういう人材も来ていただける可能性もあるのではないかなと思っております。

今回の総合戦略の中にもございました、基本目標の2の中に、地域おこし協力隊の制度を活用し、新たなアイデアやセンスをまちづくりに活用するというような目的のもとに地域おこし協力隊の受け入れを行うということも非常に重要なことではないかなと。答弁の中にも外部の力をお借りしながらという文言もありましたので、ぜひ検討いただきたいと思えますし、6次産業化の推進にとどまらず、例えば今取り組んでいる「SHIRATAKA RED」のブランド化の推進であったり、「日本の紅をつくる町」のプロジェクトの推進についても可能性があるのではないかなと思えます。

地域の歴史や文化、産業、食材を初め、あらゆる資源を活用して「SHIRATAKA RED」に結びつける、例えば県の天然記念物に指定された古典桜やフラワー長井線なども承知のとおり重要な本町の資源でもありますので、違う視点で物語をつくりながら、ブランド化、商品化をしていくなどの役割も地域おこし協力隊に求めてみるというのも一つの方法かなと思えますけれども、その点についても答弁をお願いしたいと思います。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 議員からご指摘あった、地域おこし協力隊の専門的な知識を持った

方を募集してはどうかというようなことも含まれた中での、将来にわたっての取り組みを行政としてどう考えているかということと認識させていただいた上でお答えさせていただきます。

6次産業化については非常に身近なようであり非常に大変な課題、その内容については先ほど答弁させていただいたとおりでございます。

そういう中で、では実際に6次産業化していくといった場合には、家族でできるもの、あるいはある程度の企業化的なものもやっていかなければならないもの、あるいは労働力をどうしていくかということは先ほど申し上げたとおりでございます。

その中で、改めてそういうノウハウをお持ちの方であったとしても、こういう仕掛けが必要だと、そういう裏づけを我々としてももう少し研究していく必要があるだろうと。

例えば、今までもいろいろな方策の中で連携を保たせてまいりましたけれども、普及所の先生方とか、あるいは工業試験場の先生方とか、それは加工部門という、製造という部分での取り組みということでございます。

そういうことの連携を保ちながら、どうやって具体的に、我々としてそういうブランドができるなということであって、そういう専門的な知識があればさらに協力隊員からお力をいただければなるということになった、ある程度の見通しが立たなければただおいでいただいても本当にかわいそうなことをしていくわけにはいきませんし、我々にとっても大事な税金を使わせていただく部分もあるわけですから、これについては方向性をうまくつくらせていただきながら、ブランド化をさせていただきながらやっていく必要があるのではないのかなと思っています。

なお、そういう視点で取り組みをさせていただくということについては先ほど課長が専門的知識というような話をさせていただいたとおりでございますので、そういう方向での検討は進めさせていただきたいと思っております。

○議長（遠藤幸一） 小口尚司君。

○4番（小口尚司） このたび議員の管外研修で岐阜県の郡上市の明宝地区というところを視察してまいりました。

山間地の明宝地区ということころでは、19の地域団体と3つのNPO法人が連携して地域振興事業を進めていました。主役は、地域の人々はもちろん、過疎ソフト事業を活用しての、いわゆる地域おこし協力隊とは違いますけれども、地域おこし実践隊という方々など、地区外の多くの若者でした。

一方で、地域団体やNPO法人の立ち上げから組織の横の連携まで、裏方として深くかかわっていたのが市の職員でした。地元の人とともに、地区内外からの若者がつくる組織を行政が裏方に回って地域の力を生かしていくということ、それがまさに総合戦略ではないのかなと感じてきたところでした。

総合戦略の具現化は、まちづくりの試金石になるものと思います。明宝地区での地域づくり塾でのNGワード、いわゆる言うてはいけないことを決めているそうです。それは、「誰がそんなことをやるんよ」「お金はどうするのよ」「絶対無理」「できるわけがない」だそうです。人口減少の危機感を感じながらも、NGワードのようなネガティブな言葉を封印して、このたびのCM大賞で優秀賞に輝いた「SHIRATAKA RED」のCMのように楽しくまちづくりに取り組むことができれば、地方創生、総合戦略の具現化への一歩になるのかもしれないのかなというふうにも感じたところです。

最後に、町長の答弁をお願いします。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 先進地としてさすが視察をされた場所だなということを感じたところでございます。まさしくNGワードがあったようなまちづくりというものは、地域の方々にご理解いただいているからこそ前に進めるわけであります。

私どもの町は、昭和45年から過疎の指定を受けながら進めてきたわけでございますけれども、インフラ整備、生活をするための状況の基盤をまずやっていきたいと。さらにはそこから進みますときに、自分たちの地域の中での公共施設をどうやっていくか。さらにその後は何をやってきたかといいますと、町全体の公共施設をどうやっていくか。これは、学校を含めてということでご理解いただきたい。そういうところをやってきたと。ようやくここまで人口が減った、そしてその危機感を持ち、公共施設の状況などもよほど落ち着いてきたところで、今議員がおっしゃったような認識が非常に大きく噴き出しているということは、私もまさしくそう思っているところでございます。何とか我々でしていかなければならんという声をたくさんいただいております。

今、チャンスだと私も思いますので、そういう中で、地域が、地区が主体となった地域づくりというものに大いに期待していきたいと思っておりますし、それをやるには自分たちが自由にできるかといいますか、ある程度自分たちの中で判断できるような裏づけをきちんとしながら対応していくべきであると思っております。

今、議員からお話あった内容については、私どもの町が大変な危機感を抱いてから取り組んできた諸先輩たちの流れがずっと引き継がれておりまして、ようやくこの時点で白鷹町はどちらの方向に今の状態は進むべきかという中での、「日本の紅をつくる町」という一つのキャッチフレーズの中に、ここ何年かはまとまっていってみようやという方向づけをいただいたと私は認識しておりますので、そういう方向の中でのまちづくりをしていくと。

そのためには、やはり先ほどあったNGワードのようなものが、地域の中でそれはなしだよと言うようになるようなことまで私どもが行政としてできるかどうか。それは先ほどありましたように、行政が裏方だよというふうなことまで果たして我々ができるかどうか。これは非常に難しい部分がありますけれども、努力してまいるということをお

話し申し上げまして、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（遠藤幸一） 以上で、小口議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時15分といたします。

休 憩 （午前11時02分）

再 開 （午前11時15分）

○議長（遠藤幸一） 休憩前に復し、再開いたします。

次に、人口減少社会にあつて、町民の暮らしやすさを求めて、6番、樋口与一朗君。

〔6番 樋口与一朗 登壇〕

○6番（樋口与一朗） 人口減少社会にあつて、町民の暮らしやすさを求めてと題しまして、一般質問を行います。

日本創生会議・人口減少問題検討分科会の報告「成長を続ける21世紀のために「ストップ少子化・地方元気戦略」」通称「増田レポート」でございますが、それが発表され、大きな波紋と衝撃を与えたことはまだ記憶に新しいところであります。このレポートは、2040年までに全国の市町村の半数が消滅する可能性があるというものであることは既にご案内のことであると思っております。当白鷹町にあつても、人口減少は顕著なものとなっております。

さて、過疎地域については、昭和45年に最初の過疎法である過疎地域対策緊急措置法が10年の時限立法として制定されて以来、これまで4次にわたり、いわゆる過疎法が制定され、各種の対策が講じられてきました。平成22年度から平成27年度までの6年間の時限立法として、現行の過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が施行されました。平成24年6月には、法期限をさらに5年間延長する一部改正が行われ、現在の法期限は平成32年度までとなっております。

この法律は、人口の著しい減少に伴つて地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もつて住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とするというものであります。

当白鷹町にあつても、4次にわたりそれぞれ過疎債を活用して事業を実施してきました。そこで、それらの事業が住民福祉の向上、雇用の増大、そして人口減少の歯どめなどのぐらゐ寄与したかを伺います。

次に、ふるさと納税について伺います。

ふるさと納税は、2008年、平成20年に地方税法等の一部改正する法律に基づいて実施されるようになったと承知しておりますが、当白鷹町は当初県内において上位の実績を示しておりました。しかし、現在その実績は他の自治体に比べて伸び悩んでいる状況で

あると思います。ふるさと納税は、各自治体にとって大きな収入源、財源となり得るものであると思います。今後、ふやしていく上での抜本的対策を考えているのか伺います。

次に、出生率が低下している現状にあって、人口の増は好むと好まざるにかかわらず、人の取り合い、近隣自治体との競争の様相が強いというのが実状であります。

そこで、当白鷹町には5万円にも及ぶ、俗に言う税外負担というものが存在しております。このような状況で移住を積極的に推進するには無理があるように思います。よく雇用なきところに定住なしと言われますが、定住化を促進していく上で、雇用と町民の福祉について今後どう対処していくのか伺います。

次に、まちづくり複合施設整備計画について伺います。

庁舎を含めた複合施設建設に当たっては、最終的には町長ご自身が判断しなければならないとおっしゃいました。その建設が町民生活に及ぼす負の影響、町民サービスの低下はないと幾ら町長が強弁されても影響がないはずはないと考えますが、その辺の根拠を示していただきたいと存じます。

以上、4点につきましてご所見をお伺いいたします。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 樋口議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

過疎対策事業につきましては、昭和30年代以降の日本の高度経済成長によって農村部等の地方から大都市への急激な人口流出を背景といたしました過疎が大きな問題となり、昭和45年議員立法による過疎地域対策緊急措置法が成立したことが由来となっているわけであります。これまでに4次にわたり過疎地域の指定を受け、過疎からの脱却を目指し、財政的な支援もある過疎債を利活用し、償還額の約7割を地方交付税の基準財政需要額に算入される非常に有利な財源によって社会資本整備を進めてきたところでもありました。

主な事業といたしましては、初期には集団移転宅地造成を皮切りに、中央公民館や保育園整備事業、あるいは学校やスキー場、スポーツ施設、各地区公民館、町立病院、下水道、町民保養センター、ヤナ公園道の駅、和紙センター、近年はソフト事業として、子ども医療費を助成する白鷹元気っ子事業や6次産業化支援、企業立地促進対策、地区コミュニティーセンター運営など、町の主要事業は過疎債によって支えられてきたものと言わざるを得ない状況であります。

過疎対策に着手した昭和45年以降、人口減少の減少率は落ち着いたものの、人口は減り続け、結果的に過疎からの脱却はいまだ実現していないというのが実情であります。今年度に取り組んだ人口ビジョンの策定経過の中でも、近年人口減少率が拡大基調にあることが指摘され、この課題が再燃しているのは事実であります。転出数が転入数を上回る社会減が過疎現象であります。近年は高校卒業時、進学時、就職等によりふるさ

とを離れ、そのまま首都圏へ定住する一極集中が地方創生のきっかけでもありました。10月には、総合戦略、人口ビジョンを策定し、定住促進に向けた取り組みとして、住宅取得時の助成はもちろん、新たな事業として、県と連携しUターン者の返済を免除する新たな奨学金制度についても実施させていただいているところでございます。

本町においては、これまでも過疎対策を進めてきており、地方創生を先行するような形でまちづくりに取り組んでまいりましたが、残念ながら人口を増加に転ずることは不可能でありました。

今回の人口ビジョンについては、人口減少のスピードをいかに緩めるかを具現化したものでもあります。これまでの実際の人口減少スピードを勘案し対策を講ずることで、どの程度その減少を抑えることができるのか試算したものであります。その処方箋である総合戦略を着実に実施し、事業を評価・検証し、時には見直しもした上で、人口減少に立ち向かうことも必要であると認識しているところであります。

次に、ふるさと納税制度につきましてお答えさせていただきます。

平成20年6月に基金を設置し、制度に基づき運営を行ってまいりました。今年度上半期までの約7年の間には総額1億600万円の寄附をいただき、まちづくりに役立たせていただいたところであります。

近年、ふるさと納税制度がマスコミ報道等でもクローズアップされ、今年度からは控除額が2倍となったことも受け、県内では天童市や米沢市などが大きくその金額を伸ばしております。その背景には、返礼品のバリエーションや供給体制などが関係しているものと思われれます。本町におきましても、これまでどおり町産品による返礼によって特産品としてのPR、町内経済の活性化に主眼を置きながら、来年度受け付け分については返礼品のラインアップを充実させ、リニューアルを予定しているところでもあります。これまでは金額一律の返礼品となっておりましたが、寄付額に応じて商品をお選びいただけるよう、差別化を図ってまいりたいと考えているところであります。

なお、本日発行の広報しらたかにおいてお知らせもさせていただいておりますが、返礼品を供給いただく、何らかの品物をお持ちの事業者様を公募させていただくような準備も進めさせていただいているところであります。

地方創生の中で、ふるさと納税制度も大きな柱であり、貴重な財源確保にも結びつきますので、町内各事業者の皆様とともに、その拡大に向けて取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、税外負担についてお答え申し上げます。

税外負担の考え方につきましては、平成21年9月の議会定例会において先輩議員の質問に対する答弁とともに、平成24年3月の議会定例会において樋口議員のご質問にお答えをしておりまして、基本的な考え方に変更はございません。それぞれの組織の成り立ち、目的などに基づいて、自主的な運営とその運営等に必要となる財源

をご負担していただいているものと認識しているところでございます。

なお、私どもの町といたしましても、近隣の市町の調査もさせていただいたところでもございました。そういうような認識は一切ございませんというのがほとんどの近隣の市町でございまして、この税外負担という認識がないということでもあります。私どもとしては、具体的にこの前ご提示申し上げました内容について一件一件チェックをさせていただきまして、こういうものはありませんかと。全ての自治体ではありました。これこそ自治体が、お互いの中の住民が手を取り合って、そしてお互いに助け合っていくという相互扶助があるからこそこういうものが生まれたのではないのかなとおっしゃる自治体の方もいらっしゃいました。そういう中で、何で白鷹さんでは税外負担がそんな大きな話題になるんですかというようなお話もいただいたということでございます。この辺については、他の自治体ということでのご理解をお願い申し上げたいと思います。

町といたしましては、それぞれの組織・団体の自主的な活動を尊重してまいりたいと以前申し上げたとおりでございます。

次に、まちづくり複合施設等整備事業等についてお答えいたします。

初めに、現在の取り組み状況について申し述べさせていただきます。

これまでオリエンテーションを含めまして町民会議を4回開催いたしまして、町民の皆様方からご意見をいただきながら、基本設計の策定を進めているところでもあります。町民の皆様からのご意見には、「子供が来やすい環境づくり」「カフェスペースなど町民の交流ができるスペース」「図書館を利用するために、図書館の近いところに駐車場を」など、さまざまなご意見をいただいているとお聞きしているところでございます。

この複合施設につきましては、今までもご説明申し上げてきましたとおり、これからの町づくりのランドマークとなる施設にしていきたいという思いがございます。より多くの町民の皆様方からご利用いただける施設にしていくためにも、今後活発なご意見をお出しいただき、よりよいものをつくり上げたいと考えているところでございます。

一方、財源などのさまざまな制約もあり、残念ながら皆様全体全ての要望にお応えできないのも事実でございます。しかし、できる限りいただいた意見を大切に、実現するために必要な財源の確保や法令等の基準をクリアするための調整を行いながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

ご質問にございました、町民生活に及ぼす負の影響、町民サービスの低下についてありますが、9月の定例議会の一般質問にも回答させていただきました。この整備事業が他のさまざまな事業に影響を及ぼし、町民サービスの低下にならないよう、町政運営を担っていくことは我々に与えられた使命だと認識しているという回答をさせていただいております。

基本構想でお示しいたしました概算事業費31億3,000万を単年度の自主財源で行うことは不可能でありますので、基本設計策定に向けた取り組みとともに、国、県からの有

利な財源の調査も進めておりますが、起債による財源措置は不可欠であると認識しております。

有利な財源といたしましては、林野庁が進めます木造公共建築物等の整備に係る交付金などを想定し、補助金交付要綱など、要件・条件などを確認し取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

また、起債による後年度負担につきましては、未来にわたって利用する方へも負担をお願いするという、財政負担の平準化という性質もでございます。現在、整備に向けて取り組みを行っている施設は、これから20年、30年と町民の皆様にご利用いただく施設でもありますので、その未来の方々にも負担いただくという考え、より町民の皆様にご利用しやすい、利用してもらえる施設にしたいと考えているところでございます。

また、基本構想において、一般財源を5億5,000万円と想定しておりますが、公共の施設整備基金を6億5,000万円まで積み上げを行っているところでございます。

事業費の圧縮はもとより、常に情報収集を行い、さまざまな有利な財源を組み合わせ、町民の皆様が利用しやすい、利用してもらえる施設を、いかにコストを抑えて整備していくのかという視点で取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上、樋口議員の一般質問にお答えさせていただきます。

○議長（遠藤幸一） 樋口与一朗君。

○6番（樋口与一朗） 初めに、過疎債についてお尋ねしますけれども、再度お尋ねします。

平成22年の改正過疎法によって過疎債をソフト事業にも充当できるようになったということは承知しているわけですが、当町は赤ちゃん100人プロジェクト等を実施されて一定の成果を得られて、残念ながら現在は80名程度になっているのかなと思っているところですが、過疎債を利活用した事業例として、総務省の地域力総合グループ過疎対策室のホームページに、山形県白鷹町として子ども100人プロジェクト事業というものが掲載されているようであります。

そういうことなんです、ソフト事業には計算式があつて、限度額があるわけなんです、現在白鷹町のソフト事業を行ってよい限度額は幾らになっているのかお尋ねします。

○議長（遠藤幸一） 総務課長、松野芳郎君。

○総務課長（松野芳郎） お答え申し上げます。

今年度の発行限度額につきましては、計算式によりまして8,360万円ということで算定いただいているところでございます。

○議長（遠藤幸一） 樋口与一朗君。

○6番（樋口与一朗） 8,360万円ということなんですけれども、先ほど町長の答弁にございましたが、過去この白鷹町は昭和45年から、過疎法ができてから、そのピーク時に

は本当に何十という事業を実際に実施してきたわけでございます。白鷹町に限らず、過疎債を利用した事業によって人口の減少がとめられなかったというのは全国的な問題でもあろうかと思えます。

今後の問題として、8,360万円が限度額ということですが、それを活用してこの白鷹町に定住できるような方策をぜひとっていただければなと思うところがあります。

次です。ふるさと納税に対することで先ほど答弁いただきました。今、各団体に、どのような返礼品がよいかということで公募されているということでありましたけれども、ふるさと納税はいろんな視点から各自自治体が努力されているようであります。行政の方々の頭がかたいということでは当然ないわけですが、公募されているような中で、民間の活力をどうか採用して、場合によってはふるさと納税の作業そのものに対しても民間に委託することなども視野に入れてお考えになれるということがあるかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤幸一） 企画政策課長、湯澤政利君。

○企画政策課長（湯澤政利） お答えを申し上げます。

ふるさと納税の今後の考え方ということでございますが、まずは現在のふるさと納税の状況ということで、今年度につきましては11月末現在で2,439件、2,641万2,000円ほどのご寄附をいただいているところであります。これらにつきましては、白鷹町を思っただけの方々の貴重なご寄附と考えているところであります。

ただ、議員ご指摘のように、ふるさと納税制度については県内でもいろいろな取り組みがなされておりまして、特に天童市などについては、大きくその納税額、ご寄附いただいている額を伸ばしているという状況もありますので、本町においても今後の内容ということで、考えていきたいということで今取り組んでいるところであります。

町長からの答弁にもありましたように、返礼品を公募させていただいて、返礼品のラインアップを整えるということも今現在考えているところでございます。

なお、その業務を全て業者さん等に委託するという考え方でございますが、これらについては今後税の控除という部分でのマイナンバー制度の導入の関係での取り扱いなどいわゆる個人情報の取り扱いの部分もございまして、慎重に考えていかなければならないのではないかなと考えておるところでございます。

それらを踏まえまして、全てをとというのはなかなか難しい状況にあるのではないかなと思っているところであります。ただ、やはり返礼品等のラインアップとか考え方については、その辺の専門的などか、それから情報などもいただきながら対応していきたいと考えているところでございます。

○議長（遠藤幸一） 副町長、横澤 浩君。

○副町長（横澤 浩） 今、企画政策課長が申し上げた答弁に捕捉させていただきますが、

今議員のお話にあったように、ふるさと納税については、マスコミとかあるいはいろいろな情報を見ますと、既に個人のふるさとに対する思いを納税という形であらわすという社会的な認識から今やいろいろな有利な節税の部分と、それからもう1つはそういうネット等を通じて特産品を購入して、そしてそれが社会現象になっていると。それらについては大手の情報会社とかいろいろなものが参入して、例えばその決済等についても全て代行して、スムーズなことが可能になっているという状態だと私どもも認識しております。

そういう中において、私どもは税という取り扱いから、それらについての情報の関係とか、あるいは税の説明とか使途とかについて、行政的な観点で今までは対応してまいりました。

しかしながら、今、社会的には、既にオープンな形でそれらについて出てきて、マスコミもそれらの返礼品等についてランキングを出して、表現には適性を欠きますが、あおっているというような状況も私どもとしては危惧しているところでございますが、これら反面からすると、地域経済の活性化にも当然つながっているところでございますし、これらリピーターをふやすことによって、町のいろいろなかかわりもふえていくということからすれば、今議員からお話ありましたような、このシステムについても当然考える時期には来ているだろうと考えているところでございます。

そして、そういう部分が行政ではなくて、できれば、例えば町内のそういう部分の仕掛けができるような組織になれば、これも一つの大きな私どもの産業に、あるいは税金、あるいは町の行政執行に対する大きな転換にもつながるものというふうな可能性を感じているところでございます。これらにつきましては、今議員からお話ありましたようなことも十分踏まえて、時代を見据えた上でふるさと納税という趣旨も当然きちんと踏まえながら対応してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（遠藤幸一） 樋口与一朗君。

○6番（樋口与一朗） 次に、俗に言う税外負担についてお尋ねいたします。

先ほど町長のご答弁の中で、各団体、組織が自主的に活動されているものだと、そして近隣の自治体においてもそういう認識はないというお話をいただきました。

確かに後援会費とか、例えば衛生組合とかいろんなものがございます。しかし、現状を見るにつけて、私も知っている数件の例があるんですが、実際に町外から移住してこられた方が、もとい住所地と比較して非常にそういうものが大きいという中で、最終的に町内、区から脱会されて、そうすることによってそういう負担ある部分、要請される部分が少なくなるということがあるのでしょうけれども、そういう方が実際におられると。そういう状況の中で、移住を積極的に推進していくというのは非常に問題もあるのではないかなと。

先ほど、町長のご答弁の中でもそういう団体が自主的にということがございました。

今現在、白鷹町を見てみた場合に、各地域において、区長、町内町、隣組長というものがあるわけですが、隣組長の手当が年間3,000円、金額ではもちろんないと思いますが。そんな中で、隣組のほとんどが配布物の配布ということになるわけですが、それすら満足にできないような、高齢化に伴ってということになるわけですが、そういう状況がございます。

そんな中で、地域は地域でとかということをよく町長おっしゃるわけですが、非常に行政のかかわる部分というのは、当然いろいろ精査しなければいけないところはあると思います。非常に無責任なように聞こえてしまうわけなんですけど、これは私だけなのかということなんですけど、今後の問題としてそういう部分を含めまして、小学校、中学校の後援会費もでございます。今、人口減少が叫ばれる中で、出生数がずっと少なくなって子供の数が少ないという状況の中で、学校の後援会費というのは何にもひもつきの補助金ではないもので非常に使い勝手がいいということもお聞きしております。しかしながら、そういう子供を大切に育てていかなくてはならない中で、行政がかかわってその部分を負担するとか、そういうお考えはございませんか。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 移住に当たっての考え方ということになりますけれども、大切なことは、移住されるときにそれぞれの地域の実態は全く違うわけです。例えば、私は十王の関寺に住んでいるわけですが、関寺と議員お住まいのところでも多分いろいろな負担とか、あるいはそれぞれの地域の中で活動するということも違うと思うんです。それはやっぱり理解してもらおうような、前段にご理解をいただくようなアクションは必要のかなと、今、議員からのお話をお伺いしていた段階で感じさせていただいたところでございます。それぞれの地域の状況が違うわけですから、それが全て1カ所のものではないと。やはり白鷹においでいただくのでしたら、前もって説明させていただくということが大切なのかなと。

それから、文書配布が高齢者で大変だというお話をいただいたわけですが、私どもの地域の例を申し上げますと、やはりそういうことは外そうということで配慮させていただいているところでございますので、そういう配慮をぜひお願いしたいものだなと。これは、おひとり暮らしで到底体もちょっと具合が悪いという方に文書配布をお願いするということが自体に問題があると。それぞれの地域の中での実情があると思いますけれども、何とかそういうことは特に配慮いただけないものかなと思ったところでもございますし、具体的にそういう例がございましたら、私どもにお知らせいただければ、それはどういう形にするのか、区長さんなり町内長さんともお話をさせていただきながら対応させていただくということが必要になってくるのではないのかなと思います。

それから、税外負担のことでございます。

我々行政として学校に必要なものであるならば、当然これはしていく必要があるだろうと。予算化をし、やっていく必要があるだろうということでもあります。ただ、これには税収ということもありますし、その中での再分配というのが財政でございますので、限界もあるわけでもあります。やはり1年、2年ちょっと我慢してもらおうということも出てくるかもしれません。

そういう中で、子供たちの活動のため、学校後援会活動のためにお使いになられるというものとはやはり分けて考えていく必要があるだろうと。具体的に何をどうするというのを私は今持ち合わせておりませんのでわかりませんが、学校後援活動と義務教育という活動の中でやっていくというのが、どこがどう違うのか、どうしていくのかということについては、なお教育委員会からも事情をお聞きしながら方向づけをしてまいりたいと思っているところでございます。

○議長（遠藤幸一） 樋口与一朗君。

○6番（樋口与一朗） 今、隣組長の話がございました。

町長のご答弁のとおりなんですけれども、白鷹町は、日本という国の中では、互助・共助の精神というのが根強く続いているわけです。当然そういう方を、隣組の人が、いや、お前、順番で来ているんだからお前がやれなんていうことはありません、当然。でも、今後の問題としてそういうものが顕著に出てくるという中で、行政としてそういう部分を真剣に考えていく必要があるのではないかとということでお話し申し上げました。

それから、学校に対する考えでありますけれども、その辺はやっぱり大切な子供たち、実際には今問題になっている人口減少の中で、社会減という形で、高等学校を卒業して白鷹町を出て行って戻ってこない子供になるかもしれません、それはわかりません。でも、実際にこの白鷹町を担っていく可能性を秘めた子供たちであるわけでありますので、その辺は行政として精査していただいて、検討していただければなと思うところであります。

次に、まちづくり複合施設等整備事業に関してご答弁をいただきました。先ほど町長のご答弁の中に、それぞれの事業のこと、負の部分、マイナスの部分は出てこないかということに対するご答弁だったわけなんですけれども、確かに町が抱えている事業というのはたくさんあるわけです。そして、各地区、区から上がってくる要望というものも当然毎年毎年出てくるわけでありますけれども、そんな中で当然財源というのは限られているわけであることも承知しております。

しかし、数年にわたって同じ要望をしても、いろんな状況、実態というものがあるわけでしょうけれども、なかなかそれを実行してもらえないという中で、きょうも区長さんも傍聴にお見えでございますけれども、そういう中で複合施設が実際に建って、当然平たく言えば借金がふえると。そういう中で、実際に自分たちの身近な要望がこれからしてもらえるのかという危惧を持つのは当たり前でないかなと思うんですが、そういう

ことがないように努力していくという答弁だったと思うんですけれども、その辺をもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 具体的に何をどうということはまだお聞きしておりませんのでわかりませんが、大きな流れとしては、この3年、4年の要望に応じていただけなかったという内容については後でぜひお知らせいただきたいものだなと思います。

具体的に我々が常にやっている一つの手法を申し上げますけれども、ある工事を進めるとき、地区から要望が上がってきます。それを、具体的に現場を確認させていただきまして、どういう事業で取り組んだほうが町民の皆様に対して後年度負担が少なくなるのかという検討をさせていただきます。例えば道路の場合ですと、過疎が一番多いですし、補助金が入る場合もございます。その場合には採択という行為が入ります。そういう採択まで行くのに、二、三年は当然かかると我々は思っております。それが町単独である場合には、範囲が非常に狭くなってくると。議員ご案内でありますとおり、一般財源の枠が決まってくるわけです。その中で優先順位を、よく担当は優先順位、優先順位という言葉を使わせていただきますけれども、やはり危険度がどうなのかということの中で対応させていただいているというのが実情でございます。言ったからすぐということは、議員に一番その辺はご理解いただけるものと思いますけれども、そういう中で、どういう制度でこれを拾い上げていくか、そして地域の皆様方からどういうご協力をいただくかということは、やはり用地の問題も含めてということになります。

そういうものをトータル的に考えながら、危険度の高いところから対応していくということでもございまして、例えば全然ゼロからいきますと、振興計画を直し実施計画を直し、そしてそれを今度さらには町の計画として県にお持ちし、それが採択になるかどうかということが一つのステップアップになっていくわけでありまして。我々としては、できる限り早くやりたいという思いの中、取り組ませていただきますけれども、今度は町の財政が総枠の中でどうなのかということでも検討せざるを得ないということでもあります。それは、借金したのどうのこうのでもございませぬ。トータル的にどうなのかということを考えながら取り組ませていただきたい。採択になったものでそのまま放置しておいたということは、町ではございませぬ。必ずや手をかけさせていただいております。

そういうことを一つ一つ積み上げながらやっていくと。町としては、例えば町道であれば、2個離れておりますけれどもということは、やはり町として、町道として整備していきましょうということが出てくると。これは今までも何度も議論してきたことでもございますのでご理解いただけるものと思いますけれども、町としてはやはり常にステップアップを考えていくということでもご理解を賜りたいと思います。

○議長（遠藤幸一） 樋口与一朗君。

○6番（樋口与一朗）　そういう意味では、今の答弁の中で要望に関しては真摯に受けとめて対応されるということをお聞きしたわけですが、そういうことでぜひお願いしたいと思うところであります。

次に、庁舎を含めた複合施設建設、3つの施設になるわけですが、今ちまたで言われているのは、東京オリンピックが2020年に開催されるという状況の中で、材料費が今現在高騰しているような状況も実際にあるわけです。実際に私ども、この白鷹町が手がけた場合にそういう影響がないのかと思うわけなんです、その辺についてどうお考えなのかお聞きします。

○議長（遠藤幸一）　企画主幹、永野 徹君。

○企画主幹（永野 徹）　今の質問にお答えさせていただきたいと思います。

確かに東京オリンピックの施設整備というのが今後まいります。資材の今後の単価についてはまだ不透明というか、どんなふう動くかわかりません。

ただ、一つだけ言えることは、今回木造でつくるところがあります。木造の資材については、町内の資材を使ってやりたいところがあります。例えば、RCで使うコンクリートとか鉄筋その他の全国レベルで単価が推移するのではなく、町内の木材の単価を適正に把握しながら使っていくことで、そこの部分の資材についてはそんなに乱高下がないのかなと思っております。

あともう1つ言えることは、今回林野庁の交付金等の確保を目指して動いていくということもありますし、過疎債についても今回活用させていただこうと考えていますが、今の制度は平成32年度までという形になっています。32年度以降の制度がどういう形になるのか今のところ不透明というところもありますから、今の制度で施設整備をさせていただきたいと考えております。どうぞこの辺についてはご理解いただきたいと思っております。

○議長（遠藤幸一）　樋口与一朗君。

○6番（樋口与一朗）　今、主幹のご答弁の中で、木材に関して影響はそんなに出ないのではないかというお話をいただきました。林業、木材に関する専門家であられる主幹ですから、それは間違いのないことだと思います。

しかし、その答弁の中にもございましたけれども、木造の建設物になるわけですが、それは当然なわけなんです、寄せ木細工ではないわけですので、木材と木材を結合する金具とか、それから外構整備にかかるアスファルトとかコンクリートとか、そういうものも当然あるわけです。

過日行われましたまちづくり複合施設特別委員会の席上で、今回基本設計業者に決まった環境デザイン研究所の所長さんが、全く見当がつかないと。住宅を建てたりする場合、大きな金額になるわけです。普通自分の自己資金がない場合、金融機関から低利で借り入れたりいろんな研究をした中で、それが整った段階でうちを建てると思うんです

が、町民に負担をかけないために有利な財源を探していますと。それは逆ではないのでしょうか。普通は全部整った段階で建てものを建てたりするというのが一般の人の考え方ではないのかなと思うところなのですが、いかがでしょうか。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） お答え申し上げます。

議員ご案内でありますとおり、行政、これは政府ももちろん含めてでございますが、単年度予算主義でやっているわけでございます。私どももこれは単年度予算主義でやらせていただいておりますが、長期ビジョンというものは持っております。そのための手続もやらせていただいております。それは、林野庁からのいろいろなご指導をいただきながらこういう手続をやると。ただ、言えないことは、予算がどの程度確保できるかということは誰もわからない部分があるわけです。我々もわかりませんし、林野庁のこともわからないということでもあります。

では、このまま予算が全部整ってから相なりましょうというやり方も、私はゼロではないと思います。我が町の財政力が0.26前後の自治体として、そういう手法が正しいのか、今いろいろな、私どもが相談させていただいております林野庁でこういう制度があって、こういう予算確保のためにお互いに頑張りましょうということで、今回の補正の中でどういう筋道が立っているかわかりませんが、これもまだ公表になっていないと。しかしながら期待もできると。そして、先ほど申し上げましたように、行政というのは単年度予算主義でありますので、全部相整ってからということになりますと、私は正直言ってできないということを申し上げるしかないと思います。できないということは、対応ができないという意味で理解していただきたいと思います。

やはり我々は長期ビジョンを立てて、こういう計画を立てて、それぞれの省庁からの応援、あるいは県からの応援というものを全て将来にわたって、私どもとしては計画を立てて、これでやっていきたいというものを出すのが我々の仕事だと思っております。常にそれを確保するためにいろいろな連携をとらせていただいているということございまして、私はそういう流れの中で今までも説明申し上げてきたつもりでありますし、相整ってからというのは初めてお伺いしたわけでございますけれども、私どもとしては到底、相整ってから手をかけましょうということは、相ならないのではないのかなと思っているところでございます。

ただし、今議員がご心配になられるようなことについて、ならない努力は常にしながら、先ほど来言っておりますけれども、情報を収集させていただきながら、意見を交換させていただきながら、少しでも有利な対応をさせていただくような努力をしまいたいと思っているところでございます。

議員ご案内でありますとおり、近隣にも大きないろいろな木造の施設ができ上がってきております。それだけではございません。やはり2年、3年かかるということは、そ

の先にどうやって応援いただけるような環境をつくっていくかということが大切になるのではないかと考えているところでございます。

○議長（遠藤幸一） 樋口与一朗君。

○6番（樋口与一朗） まちづくり複合施設、最初は庁舎ということだったわけですが、こういう特別委員会なり、町当局からのご説明をいただく中で、私なりに調査してみました。

そんな中で、岩手県の住田町ですけれども、平成18年に庁舎の建設に向けての検討委員会をつくったという経緯があるようです。

いろいろ検討している中で、平成20年に一時凍結しております。それはなぜかという、やっぱり町民と検討したり、いろんな状況の中で考えたということなんでしょうけれども、私は決して庁舎を含めた複合施設を建設すべきではないなんて言うつもりはございません。しかしながら、町としては説明したという認識でおられるのでしょうか、町民の中ではそれをよしとしていないような部分がまだまだあると思います。

そして、箱物行政を痛切に批判されて当選されたのは町長だと認識しておりますけれども、そんな中で、では町長は平成20年に就任されたわけですが、こういう考えがその時点で当然、昭和の大合併の後の、白鷹町に限らず、庁舎を含めた施設は耐用年数に近づいている状況は考えられたわけです。就任した時点で基金を積み立てておけばよかったのではないかなと思うところなんですね。ほかの庁舎等を新築されているような自治体にあっては、やっぱり基金を、建築費の半分、それ以上積み立ててからゴーサインを出しているような状況もあるようです。その点はどうお考えでしょうか。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 住田町の件については後ほど主幹から説明させていただきますけれども、まず後段の建物については、私もそういう姿勢で臨ませていただきました。議員おっしゃるとおりでございます。ただ、私どもは3.11を経験しているということです。3.11を経験させていただいて、ちょうどこのような議会の予算の特別委員会をさせていただいておりました。ここから出るのですえも大変な状態でようやく避難させていただいたということでございました。残念ながら避難できなかった議員さんもおられたようでございます。それを私は確認しておりませんのでわかりませんが、後ほど聞いた話でございます。

そういう状態の中で、耐震調査をさせていただきました。耐震調査は今いろいろな調査があるわけですが、私どもはI sというんですか、あれでさせてもらったわけですが、0.6以上あれば倒壊はしないと。しかしながら、危険性はありますということが以下であります。私どもは0.36、0.37の数字をいただいております、その時点で直ちに倒壊の危険性はありますが、大きな地震があるならば倒壊の可能性もゼロではないです。さらにはこの庁舎そのものが50年たっているということで、耐用年数が過ぎている

ということがもう1つございます。

もう1つは、実際に耐震構造を施す場合にどういうことが必要かといいますと、1階が2階、3階を支えているような、下が出ています。ですから、中に入れざるを得ないというお話でございました。中に入れるということは、事務所が非常に小さくなると。今よりも少なくなるということです。

そういうことを総合的に勘案させていただきまして、改築はしていかなければならないだろうということでの思いは持っておりました。これはしようがないと。これは町民の皆さんに安心して住んでいただける大きなものであると。その後の、25、26年の豪雨災が発生いたしまして、実際の現場を見させていただきまして、それでは木を使ってやれないだろうかということまでたどり着いたということでございます。

当時としては10億あるかなしかの基金だったわけでありまして。それを何とか積み増しをしてきて、今19億9,000万まで多分なっているはずだと思います。そういうことを、何を目的として、町民の皆さんの幸せのためにやっていこうということでございますし、私としては決して突然思い出してやったというようなことではございませんし、いろんな現実があったからこそ取り組みをさせていただいてきたということでございますし、突然思いつきでやったものではございませんので、何とぞその辺についてはご理解いただきたい。そして、方向性が決まってからの基金の積み立てについては、公共施設の部分については改めてさせていただいてきたということでございます。

○議長（遠藤幸一） 企画主幹、永野 徹君。

○企画主幹（永野 徹） 去年でき上がった住田町の庁舎を一回見させてもらいまして、役場の方にも話を聞いたんですが、凍結したところについては私もちょうと把握していないところがあります。

ただ、住田町については、町内に集成材工場を、大きなものを整備されています。あの整備をしたときに林野庁の補助担当をしておりましたので、施設整備した後、実を言うと、あそこの施設については若干非常に乱高下しながら今も活用されているという形で、もしかするとその辺があって凍結されたということもあるのかなと。

あともう1つ、住田町については、木造で建てるという話のときに、最初は町産材でやりたいという話をこの前役場の方とお話ししたときに話しましたが、やっぱり全部町産材ではできないということを検討の中でされていたという話を聞いていまして、実際は北海道のカラマツをかなり大量に使って、集成材で大規模施設をつくりましたという話をされていまして。

その辺もあって、ちょっと検討に時間がかかったりしたときに凍結されたのではないかなと、その辺については私も凍結されたところを聞き漏らしておりますので、もう一度住田町に確認させていただいて、特別委員会なりでお話しできることがあればさせていただきたいと考えおります。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 今、主幹が話したことよりも、私も視察に同行させていただいたとき、首長さんに表敬訪問させていただいたときだったんですが、こういうお話をいただいたところでした。

実は、基金を積んでおったと、庁舎のためにです。ところが、先ほどありましたように、いろいろな大きい加工施設をつくっておったと。第3セクターでやはり大変な苦労をなされたときに、その基金を取り崩して再興を図ったということで、その部分は凍結いたしましたという話は聞いてまいりました。それが実質であるのかどうか、具体的なものについてはやっぱり担当者からの確認をしないと公にできないわけでありますので、そういうお話を伺ったということだけのご報告させていただきたいと思います。

○議長（遠藤幸一） 樋口与一朗君。

○6番（樋口与一朗） 町長の答弁に、3.11東日本大震災、それから25年、26年の2年続きの豪雨災害ということが直接の原因として、庁舎を含めた複合施設の整備を図らなくては行けないと考えたというようなお話がございました。確かに耐用年数も来ているわけですので、いつかそういう時期が来るというのは誰しもがわかるわけです。そんな中で、備えあれば憂いなしということは当然あるわけですね。

今、中央省庁等で行われていることは当然ご存じかと思いますが、3.11の大震災の後、復興に関する予算がいろんなところで使われているわけです。そんな中で、そういう例えば施設であったり道路の整備であったり、いろんな事業がなされているわけです。そういうものに対して、市民オンブズマンなりそういうところから、この施設は本当に必要なのというような質問がなされているとは聞いております。それに対して中央省庁のお役人さんは、これは防災のために必要なんだと、全てそういう回答だそうですね。そういうものも実際にあろうかと思えます。

しかし、私どもも、単純に考えると本当に必要なのかなというものもあるのかなと思うところもあるわけです。確かに備えあれば憂いなしということはあるかと思えます。しかしながら、震災なり豪雨災害を、それでは何かあったときに誰が責任をとるんだということにもなるかと思えます。しかし、これを錦の御旗として全てやるのかなと。町民の意思形成をちゃんとした中で、十分な環境条件が整った中であるのが本当ではないのかなと思えます。

また、逆に今、林業再生、森林再生ということ、本当に深く考えておられるということをお伺いしておるわけですが、実際どっちが先かということがあられるわけです。実際に白鷹町には今現在製材所というものもないし、木を切る人もなかなかいないという状況の中で、そういうものを育成してからということもあるわけですね。言ってみれば、泥棒を捕まえてから縄をなう式と言われてもしょうがない部分もあるのかななんて思ったりもするんですが、その点、どのようにお考えでしょうか。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） ちょっと泥棒を捕まえてから縄をなうという表現は、私はこの場でふさわしい話なのかどうか。先ほど来申し上げておりますけれども、やっぱり行政というものは常に計画をお出しし、そしてそのオーケーサインをいただいてから進んでくるといふやり方なはずでございます。

私どもも町民の皆さんの声については、振興審議会とかいろいろな機会を捉えてお話をさせていただいておりますし、もちろん町民の代表者でもあられます議員の皆様方にも報告しながら進めてきたと思っているところでございます。

そもそもの取り組みの発端は、中央公民館の大ホールでアスベストが上から落ちてきたと。それをどうしようかというようになところから始まったものでございます。大ホールのアスベストを処理するのに数千万かかるということでもございました。

さらには、それと同時にもう1つ大事なことは、中央公民館の2階に図書館があるということです。利用したくてもなかなか2階に行けないということもございまして、ではそれを1階に持ってきてはどうかという議論がいろいろありました。

アスベストをまずどう処理するかということからスタートさせていただいたところで。アスベストの処理については、これはもう解体しかないという最終的な結論を出させていただきまして、実はこの議場もアスベストに囲まれているんです。そういう処理がやはり莫大にかかるわけでございます。これは誰も彼もできることではないらしいんです。そんなことがあって、どうやっていこうかということになっているときに3.11があったということでもあります。

その後、先ほど申し上げましたようなことでの、一つ一つ丁寧に説明させていただいてきたとは思っておりますが、泥棒を捕まえてから縄をなったというふうに言われれば私どもの説明が拙かったのかなと反省するしかないわけですが、現代的には地域の皆様方から応援をいただきながら何とかここまで来ることができたと認識しているところでございます。

もう1つは、人口減少ということがあるわけでございます。人口減少が進んでいまして、先ほど来、地方創生の段階でも、人口プロジェクトの中でもいろいろお話をさせていただきました。そういうことを念頭に置きながら、どういう複合施設にしていくかということが大切なものであろうと思っているところでございます。そういうことを念頭に置きながら、町民の皆さんの代表者の方、これは町民会議ということの中で、各界各層からいろいろお集まりいただきましてご意見をいただいているということでもございます。それらを含めて、町としては最終的な取りまとめをした上で広報に掲載させていただき、パブリックコメントをいただきながら次のステップに進ませていただきたいと思いますと思っているところでございます。

○議長（遠藤幸一） 樋口与一朗君。

○6番（樋口与一朗） 9月定例会において奥山議員が一般質問されました。その中で、今現在町の当局から、今回の複合施設の建築費用が20億円と伺っております。その中で、庁舎、それから図書館、防災センター機能を持った中央公民館と、この3つの施設になるわけですが、その際、総務課長の答弁として、図書館、防災センターは、ほかの有利な財源もあるんでしょうけれども、過疎債を使用することになるだろうと。そして、庁舎に関してはその対象にならないもので、一般事業債になるだろうというような話がございました。一般事業債と過疎債では全く償還の形が違ってくると思うのですが、3割で済むのか、100%、10割になるのか、20億円ということをお伺いしておりますが、個別の建築費用は幾らになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤幸一） 企画主幹、永野 徹君。

○企画主幹（永野 徹） 基本構想の中で、大体施設で20億という話になっています。まだどちらがどちらという話はたしかしていなかったと思います。今、基本設計をやっている最中です。基本設計では、個別の施設について額がある程度出されるのではないかなと思っています。その時点で、一般事業債なり過疎債がどのくらい充当できるのかということは想定できるようになるのではないかなと考えております。

○議長（遠藤幸一） 時間ですけれども、特に最後。

○6番（樋口与一朗） まだ個別にはわからないということでもございました。今、26年度末の白鷹町の一般会計の起債残高ですが、約86億円ございます。その中に、また今回の建設計画で多額の借金といったらいいのか、生じるのかなと思っております。

そんな中で、人口減少がこれから続くことも当然想定されるわけでもございますが、私どもの子供、孫に係る負担がますますふえるということも現実の問題としてあるのかなと。そしてまた、起債に関しては、3割でいいのか10割なのかは別にして、当然利子というロス部分も発生してくるかと思うんですが、その辺の考え方はどのようにお考えなのか、最後にこれだけお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤幸一） 副町長、横澤 浩君。

○副町長（横澤 浩） 基本的に行政が事業を執行する場合については、できるだけいいものを、町民の方々のサービスにできるだけ寄与するものを、できるだけ町民の方々の負担が少ないようにつくるというのが基本的に私どもの大きな使命でございます。

したがいまして、今議員からお話ありましたように、庁舎につきましても、従来の庁舎ということであれば一般単独債ということしかない、これが通説でございます。

しかしながら、これからの庁舎というのは、今議員からお話ありましたように、今までのような単に執行するという庁舎ではなくて、町民の方々と共有するパブリックスペースもきちっと確保していきたいと。なおかつ人口減少を見た場合については、従来と同じだけのスペースではなくて、弾力的なスペースも確保したい。いろいろな知恵を出して、そしてなおかつ町民の方々のシンボルとなるような新しい施設にしていくと。そ

れと同時に、その財源についても、できるだけいろいろな財源を、知恵を絞って入れることによって、将来の町民の負担を軽減していくというのは当然のことだろうと思います。

そして、基金につきましても、できるだけ将来に負担を残す財源を入れないで、自前の財源でやるように、6億何がしということで今想定しておりますけれども、さらに財源の見通し、将来の事業を踏まえて、これについては積み増しをしながら、できるだけ軽減を図る。これらについては、町としては全体的な事業を踏まえた上で対応してまいりたいと考えております。その文脈の中で、町民サービスの低下を招かないということも当然のことながら、町長が答弁したとおり、私どももそれを肝に銘じて執行してまいりたいと考えております。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 本事業のみならず、先ほど申し上げましたように、我々は財政力が非常に弱い自治体でございます。

この件に関しましては、議員ご案内でありますとおり、それぞれ、国、県からのご支援がなければなかなか思うような事業が展開できないということでございまして、私はやはり町民を代表させていただきながら、各方面、各省庁に、あるいは各国会議員の先生方に町の実情を訴え、そして少しでもプラスアルファをいただけるような努力をしてまいりたいと思っているところでございます。

なお、議員の先生方におかれましても、それぞれの国会議員の先生方含めて、いろいろなお声かけをしながらご支援いただけるような、皆様方の応援をよろしくお願い申し上げる次第であります。

○議長（遠藤幸一） 樋口与一朗君。端的に。

○6番（樋口与一朗） 簡潔に。

ぜひ声なき民の声に耳を傾けられて、この白鷹町がより住みやすい暮らしやすい町となることを熱望いたしまして、一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（遠藤幸一） 以上で、樋口議員の一般質問を終わります。

ここで昼食のため暫時休憩をいたします。再開を午後1時15分といたします。

休 憩 （午後0時19分）

再 開 （午後1時15分）

○議長（遠藤幸一） 休憩前に復し、再開いたします。

次に、町の森林・林業再生の取り組みについて、3番、佐々木誠司君。

〔3番 佐々木誠司 登壇〕

○3番（佐々木誠司） 私は4月に初当選させていただきまして、このたびで定例会といたしましては3回目でございます。初めてこの場で一般質問をさせていただくことにな

りまして非常に緊張しておりますが、張り切って60分間質問させていただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、私から町の森林・林業再生の取り組みについてということで質問させていただきます。

第二次世界大戦直後の復興の時期、盛んな木材需要とその後のさらなる需要の増加を見込んで、全国で1,000万ヘクタール近い戦後の大造林が行われてまいりました。しかし、その後の状況は予想に反し、木材の需要の見通しも外れ、林業は徐々に衰退してきました。1960年代以降は、人工林の林齢はまだ若く、長い間「育てる林業」の時代が続きました。同時に、国の高度成長期に合わせ、地方の人口は急激に減少し、若者の多くも会社勤めへと移行する中で、間伐や枝打ち、それから路網の整備といった植林地の手入れが思うように進まない状況が続いてきたようです。

町では、ようやく人工林の約58%がいわゆる収穫時期を迎え、また近ごろでは木質バイオマスなどの新たな燃料資源として木材が着目されるようになり、文字どおり「宝の山」として山の復活に向け、森林・林業の再生が急務となってきたようでございます。

そこで、1つ目の質問といたしまして、平成26年に町では森林・林業再生協議会を設置し取り組みを開始され、平成26年度から森林の境界明確化事業を町内の2つのモデル地区で合わせて約117ヘクタール実施されております。

しかし、これまでの実績を見ましても、町内全地区において、その明確化作業を完了するには、かなり相当の時間を有するものと思われまます。その実績を踏まえた上で、今後、森林境界の明確化をどのように進めていかれるのか、お考えを伺います。

2つ目の質問といたしまして、林業の基盤となる各地区の林道は、いずれも毎年の降雨や雪害等により法面の崩落が目立ち、道幅が狭くなりつつあります。財産区様などが長根年にわたって保全に取り組んでこられました、その多くが人力作業、要するにマンパワーによるものでございまして、維持修繕がなかなか追いつかない状況になっておるようです。さらに、昨年、一昨年と相次いだ豪雨災害も追い打ちをかけ、路面状況も極めて悪化し、木材運搬用のトラック等の乗り入れが困難、または不可能となっているところが多くあるようでございます。今後の林道、作業道の整備についてお考えを伺います。

3つ目といたしまして、「育てる林業」から「使う林業」へと変遷し、林業の発展には町産木材の需要増加が必要不可欠と考えます。町産木材の利用促進と需要の拡大に向けた供給体制の整備について、方針をお伺いいたします。

以上、3点についてよろしく願いいたします。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 佐々木議員の一般質問にお答えさせていただきます。

まず、冒頭に町の森林・林業の経過と現状についてお話をさせていただきたいと思えます。

我が町は、豊かな森林資源に囲まれた非常に美しい町でございます。町の全面積の約65%、1万268ヘクタールが森林であり、そのうち90%の9,287ヘクタールが民有林でございます。

議員のご指摘のとおり、第2次世界大戦後、建築用材やパルプ材、燃料としての木材需要が高まりました。県でもいち早くその対応がとられ、昭和23年には山形県国有林野経営協議会が設立され、県内の国有林野と民有林野との施業調整を始め、官民一体となった林政が推進されてきたところでもあります。また、補助造林制度も実施され、伐採跡地の造林と杉を中心とする針葉樹への林種転換による拡大造林が進められてきたところでもあります。これらの施策によりまして、白鷹町の人工林率は約57%に達し、県内一の人工林地帯となっております。

戦後の復興期には、建築用材として我が町からも国鉄長井線により全国に輸送されておりました。また、白鷹町史の記録によりますと、昭和初期に長井線で出荷された木材の中で、その堅牢な品質などで日本一と称されたのが電柱材だったという記載もあるようでございます。

また、町内の森林の所有面積を見てもみますと、個人で100ヘクタールを超える森林の所有者もいらっしゃる一方、5ヘクタール未満の森林所有者の割合が全体の92%と県内でも高く、多くの方が小さな面積の山をたくさん持っているというのが特徴でございます。

かつては炭焼きや木流しなどの山仕事で生計を立てていた方も多かったようでもあります。昭和30年ごろまでは、生活の燃料は全てまきや炭で賄われておりました。個人で山林を所有していない家庭では、村や個人の林から譲り受ける形で燃料を調達していたようでございます。また、自分の家の建てかえの際に、自分のうちの山の杉を使うようにというお考えで植林された方も多かったのではなかろうかと認識しているところがございます。

ところが、外国産用材の供給が増え、さらに過疎化による林業労働者の減少などにより、林業経営は厳しい状況をたどることとなりました。

また、生活林としての位置づけにつきましても、石油などのエネルギー革命で、山へ足を運ばなくとも生活ができるようになったことなどから、山に対する関心がだんだん薄れ、その結果、放置され境界がわからない山がふえてきたというのが現状であると捉えさせていただいております。

そのような背景を踏まえまして、まず森林境界明確化の考え方についてお答えさせていただきます。

我が町では、平成25年、26年、先ほど議員からあったとおりであります、豪雨災害に

見舞われました。想像を絶する豪雨により、町内各地で山腹崩壊や多数の流木が見受けられ、人工林の管理不足が表面化したところがございます。

これを契機に、町民の皆様の目も森林に向けられるようになり、木材生産機能のみならず、洪水や濁水を緩和する水源涵養機能や、土砂の流出を軽減させる山地災害防止機能などといった、森林の持つ多面的機能の持続的な発揮が期待されるようになったものと思っているところでございます。

ところが、我が町では、平地部分の地籍調査は進めてきたものの、林地の地籍調査につきましてはほとんど手つかずの状態で行ってまいりました。森林の境界等がわかる人も非常に少なくなっている中で、所有者や境界が不明であるために作業道などの整備ができず、利用間伐などの施業ができない状態であったわけであり、その対策が急務であったため、まずは筆ごとに調査を行う地籍調査ではなく、所有者間の境界を明らかにし、間伐等の森林施業の集約化を行うこととしたものであります。

事業の実施に当たっては、平成26年度に、町、森林組合、商工会、NPO、民間事業者などがメンバーとなり、白鷹町森林・林業再生協議会を立ち上げさせていただき、国の基金事業による境界明確化事業に取り組んできたところであります。

平成26年度は十王・滝野地区の約57ヘクタール、平成27年度につきましては十王地区の残りと山口地区の約60ヘクタールについて、境界明確化のモデル事業を実施してきたものでございます。

今回のモデル事業につきましては、今後の作業に、実際にどのぐらいの時間と経費を要するのかを検証することと、実際に境界明確化の状況をさまざまな方に確認していただくことなどが目的であるため、比較的所有者が少なく町なかに近い里山を選定したものであります。

これまでの実績を踏まえた今後の取り組みということになりますが、特に所有者が非常に入り組んでおり、場所によっては図面と現地が著しく違うところもございます。現在の手法では、やはり年平均約50ヘクタール程度が一つの目安のようであり、議員のご指摘のとおり、町内全地区で実施するには相当な時間を要するものと考えております。

仮に現在のペースで計算いたしますと、民有林人工林の約5,300ヘクタールのうち、境界がわかっている鮎貝自彊会や財産区の人工林約2,500ヘクタール除く約2,800ヘクタールの人工林を全て完了するには、約55年の歳月が必要となる計算であります。

ただし、現在行っている事業につきましては、小さな面積の林地所有者を一体にまとめる集約化を行い、森林経営計画をつくることにより国の補助事業を有効に活用し、利用間伐や作業道などの路網整備をしながら、低コストで効率的な作業を行っていくことで、森林所有者に少しでも利益を還元できる仕組みづくりを行いたいと考えて取り組んでいるものでもあります。

一方で、町内の方々からも、境界明確化を加速するために町の施策をというご要望もいただいているところであります。

それらを受けまして、今後につきましては、一定規模のまとまりを持った意欲のある地域を対象に、町が地域の方々へ境界ぐいの提供やGPSの貸し出しを行いながら、境界の明確化を進めていくことなども検討しているところでもあります。これには地域の方々のご理解とご協力も必要でありますし、どのような手法をとっていくかなどについても一定のマニュアルをお示ししながら、なるべく多くの境界の明確化を行い、いずれは森林経営計画の策定も含め、利用間伐などの森林整備が進められるようにしていきたいと考えているところでもあります。

次に、林道、作業道の整備についてでございます。

戦後、全国的に植林が推進され、短時間で現地に行くことができる林道整備が急務であるということで、昭和30年代後半から40年代にかけて林道の整備が進められてきました。

我が町でも林業構造改善事業などを積極的に導入し、林道の開設に取り組んできたところであります。当町の場合は、奥地の山林の大部分が財産区有林などであったため、道路開設までの権利調整も混乱なく進められてきたということでもあります。

山林の高度利用ということを考えていきますと、木材の搬出にはある程度大きな車の通行が不可欠でございます。

議員からごぞました林道の維持管理につきましては、これまでも主に町の直営作業で対応してまいりましたが、作業道につきましては地域の方々の大変なご努力によって維持されてきたものと認識しているところでございます。

特に当町の林道につきましては、先ほど申し上げました2年続けての豪雨災害により大変大きな被害を受けまして、町でも国の補助を受けながら早期復旧に全力で取り組んできたものでございます。

国の補助により実施してきた林道災害復旧工事につきましては今年度で全て完了する予定であります。今回補助で取り組めなかった箇所や、または降雨や雪害により崩落する箇所の整備等については引き続きの課題となっていると認識しております。

今後の林道整備につきましては、森林資源の活用状況、林齢や蓄積、路網からの距離等の状況を見ながら、優先順位を決めて順次対応していきたいと考えているところでございます。

また、県でも今後「森林ノミクス」を推進するに当たり、本県民有林の林内路網密度が全国平均の3分の2程度であるということを受けまして、路網整備の必要性を感じているというお話もでございます。

林道、作業道の新設、あるいは既存道の拡幅などにつきましても、国や県のご協力をいただきながら検討していく必要があると考えているところでございます。

次に、町産木材の利用促進と需要拡大に向けた供給体制の整備についてでございます。
平成26年に町内の林産物について西置賜ふるさと森林組合を対象に調査させていただきましたところ、用材206立方メートル、パルプ11立方メートル、木炭4.5トン、ほかにシイタケなどを合わせましても林業生産額としては839万円だったようであります。

過去の統計資料を見ますと、白鷹町の林産物としては、昭和55年に用材6,000立方メートル、樹苗45万本、まき4,800立方メートル、木炭20トン、シイタケ17トン、ナメコ5トンなどとなっており、林業生産額では1億9,500万円ほどだったようであります。また、昭和60年のピーク時には2億2,900万円余りに達していたようであります。現在は、その1.7%ほどに落ち込んでしまったものでございます。

これらにつきましては、先ほど申し上げましたように、戦後の木材の自由化もあり、価格の安い外国産木材が多く輸入され、さらに国産材の需要減も加わり、木材価格がどんどん下落し、林業全体が衰退してきたものと推察できます。さらに、木材を取り扱う製材所もそれに伴って次第に減少してきたものでございます。

ちなみに木材価格を林野庁の森林・林業白書により過去と比較してみますと、杉の素材価格は、昭和55年のピーク時には1立方メートル3万9,600円だったものが、平成26年では1万3,500円と約3分の1に下落しております。

その一方で、伐採や搬出に係る人件費や運搬費は増加していったため、森林所有者に残る杉の山元立木価格は昭和55年に2万2,700円ほどあったものが、平成26年では約3,000円弱ということで、ピーク時の約13%となっている現状でございます。

そのような中で、国や県では、成熟してきた林産物を何とかフル活用し、林業を成長産業化しようという取り組みを進めてきております。

特に山形県では、平成25年11月に「やまがた里山サミット」を設立し、「育てる林業」から「使う林業」へ軸足を移し、川上から川下まで一体的に捉えた緑の循環システムを構築していく「やまがた森林ノミクス」を宣言いたしました。「森林ノミクス」による林業振興の具体的目標として、素材生産量の目標を平成25年の31万立方メートルから平成31年までに57万立方メートルに拡大していくこととしているところでもあります。

そのことにより、一つには新たな雇用を、素材生産・森林整備の分野で約350人、原木や製品の運搬で60人、工場等の木材産業で90人の計500人を創出すること、2つ目には林業産出額を木材生産の部分で平成25年度の30億円から平成31年度までに56億円に引き上げる予定であるようでございます。

さらに新庄市にできる集成材工場や、鶴岡、酒田にできる木質バイオマス発電所など、新たな木材需要が見込まれることなどを受けて、県産木材の需給安定プロジェクトを立ち上げ、川上から川下まで、木材の安定した需給体制をとれるシステムを構築しようとしているものであります。

また、来年4月からは新庄市にあります県立農業大学校に林業のプロフェッショナル

を育成する森林経営学科を開設し、校名も県立農林大学校として開校する予定で、今後の人材育成に大きく期待をしているところでございます。

また、置賜総合支庁では平成26年に置賜森林林業再生コンソーシアムを設置し、おこなわれている森林の境界明確化を進めるとともに、森林経営計画の策定を促進し、間伐等の森林施業を推進すること、また木質バイオマスの利用促進として、公共施設におけるペレットボイラー、チップボイラーの導入を促進すること、自伐林家等における木の駅プロジェクトの普及を促進していくことなどを掲げております。

現在、我が町の民有林の人工林は5,303ヘクタールありますが、そのうち41年から50年生の利用間伐を迎えた森林が45%、51年生以上の標準伐期齢を超えた森林が44%あり、当町も全国と同様、森林資源が成熟期を迎えていることとなります。

町では、平成25年に白鷹町の公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針を定め、低層の公共建築物について新築・増築または改築を行う場合は、原則として木造化を図ることを目標としております。

このたびのまちづくり複合施設の整備につきましても可能な限り町産材を使用し、町の人の手ができるだけかかわれる仕組みをつくることにより、町産材の魅力を町内外の方々にPRするとともに、町の林業が成長産業として復活できるよう努力していく所存でございます。

町内の林業振興のため、例えば製材所などの施設が現状ではほとんどない課題もございます。これらの整備につきましても、森林・林業再生協議会の中で民間の事業者とも情報交換をしながら、体制整備について全力でサポートしていきたいと考えているところでもあります。

さらに近年では、NPOの方々を中心に、森林に目を向けた民間レベルでのさまざまな取り組みが展開されているところでもあります。

一つは、「しらたか木の駅プロジェクト」の取り組みでございます。

今まで林内に捨てられていた間伐材を森林所有者が木の駅に搬出し、1立方メートル当たり4,000円の地域内通貨「モリ券」を受け取ります。町内に13店舗ある協力店で「モリ券」と商品を交換することで、地域経済の循環と森林整備の推進が期待される取り組みでもあります。

実際に木の駅プロジェクトの発足後、森林を伐採する前に届け出が必要な伐採届の提出件数がふえており、間伐に取り組まれた人がふえたことが伺えます。

また、町内の森林の現状を調査した「森の健康診断」では、町内のほとんどの森林が不健康な状態であることの調査結果の報告があり、森林整備が必要なことが明らかとなったわけでもあります。

次に、「NPOしらたか地域再生ネットワーク」の取り組みでございますが、町内2カ所において、国の森林・山村多面的機能発揮対策交付金を活用しながら、過密林での

間伐や枯損木の除去などの作業、間伐方法やチェーンソーの使い方などの講習会を開催しているところでもあります。

これら民間レベルでのさまざまな活動には頭の下がる思いでありますし、今後もこのような取り組みが継続していただけることを大いに期待させていただいているところでもあります。

こういった取り組みを含め、建築用材となるA材、B材からバイオマス燃料となるC材、D材までの全ての森林資源を活用することにより、町内での緑の循環システムを構築することはもとより、置賜さらには県内外に白鷹の木材を流通させていくことができるよう、県や関係市町村、関係団体との連絡調整を行いながら、川上から川下までの取り組みをサポートしていきたいと考えているところでございます。

以上、佐々木議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（遠藤幸一） 佐々木誠司君。

○3番（佐々木誠司） まず1つ目に、森林境界明確化について再度ご質問いたします。

先ほど、今後一定の話のまとまった地域から随時境界明確化作業を進めていかれるということをお伺いいたしましたが、来年度どの地域から次に始めるかという具体的な考えは今のところおありなのでしょうか、お聞かせください。

○議長（遠藤幸一） 農林主幹、菅間直浩君。

○農林主幹（菅間直浩） お答えさせていただきます。

先ほど町長からも申しあげましたように、森林境界明確化の事業につきましては、町の森林・林業再生協議会が直接助成を受けて取り組んでいる事業でございます。

具体的な地区につきましては、事業主体であります再生協議会で協議して決定していくことになるかと思えますけれども、今のところは、具体的なところはどこだということとはございません。

ただ、この事業につきましては、先ほどありましたように国の森林整備加速化・林業再生事業という事業を使っております。この事業がこれからどうなるのかということがまだ不透明でございまして、今の取り組んでいる分につきましては、平成26年度の補正で繰越事業として対応しているものでございます。

今後27年度の補正という形で出てくれば、それに対応してどこか地区を選定して進めていければと考えておりますが、もしこの事業そのものが次年度以降ないということであれば、先ほど町長からも申しあげました、さまざまなほかの手法なども検討しながら明確化の事業を進めていく必要があるのかなと考えております。

○議長（遠藤幸一） 佐々木誠司君。

○3番（佐々木誠司） この森林明確化事業につきましては、白鷹だけではなくて全国的にやっぱりなかなか進まないという悩みを抱えておるようございまして、例えば測量をするにしてもなかなか手間のかかる作業でもあるということございまして、進まな

い理由というのは、測量会社の技術者不足とかということも考えられるのかなということですが、いかがでしょうか。

○議長（遠藤幸一） 農林主幹、菅間直浩君。

○農林主幹（菅間直浩） 境界明確化は大体年間50ヘクタールぐらいのペースで進んでいるというお話を先ほどもさせていただきましたが、今、測量会社さんの不足というお話もございましたけれども、実際に測量を行うのはある程度地権者の方々のご協力などもいただいて、境界のくいを打った後の作業になります。

そこまでの間に、まずどこの森林を行うかという選定をいたしまして、その基礎情報を収集、そしてもともになる図面をつくりまして、そこに所有者の方がどういうふうに配置になっているか、今その方がどういうふうに住んでいらっしゃるかなども含めて、地元の説明会を行うと。その後で同意書なり委任状なりをいただいて、その後現地の立ち会い調査、ここが一番大変なわけですけども、それを行ってその後ようやく測量という手順になります。そこまでの間のプロセスがやはり相当時間がかかっていると。

この要因といたしましては、やはり市町村によりましては、個人の持っている所有地が何百ヘクタール、何千ヘクタールという所有地を持っていらっしゃるって、所有者会というのは極めて簡単にできるところもあるわけなんですけど、白鷹町の場合は非常に特徴的に、小さい山を皆さんがいっぱい持っていてそれが入り組んでいるという状態がございますので、今回モデル事業で割と所有者の少ないところを選んで取り組んだのですけれども、それでもやはりそのぐらいの時間がかかっているということなどがございます。

ですので、測量会社さんのどうこうということではないのかなという認識をしております。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 今、測量会社とかなんかではないということを主幹が申し上げたところでございますが、本来は個人の財産でありますので所有者がやっていたことなんですけど、もう山は要らないという方が非常にふえてきていると。多分我々の年代においても、山の境界なんかをわからない方が大部分であろうかと思えます。

実は、最上地方は山林の地区調査100%と非常に多いんです。これはほとんど国有林が占めているということでございますので、置賜は残念ながら一番最低の状況でございます。

ではこのまま放置していいのかということからこういう制度を国でつくるといふことなものですから、我々はこの制度を活用させていただいているということでございますので、この国の制度がどうなるかわかりませんが、私どもとしてはできる限り地域の皆様方のご理解を得ながら、町がやるということではなくて、本来は個人の所有者にやっていただくものを我々がお手伝いをし、できるだけ早く境界を明確化していくような姿勢の中で取り組ませていただければありがたいなと。

この辺については、本来は隣の家との境というのはお互いにわかるはずなんですが、残念ながらそれが今わからない時代に入ってきているということでございます。

もう1つの方法は、山林の付加価値を高めることによって、俺の家の境はあそこだ、いや俺の境はここなのよと言えるような時代が来ればまた流れが違ってくるかと思いますが、現状はそういう状態ではないということで進めてまいりたいと思っておりますので、何とぞよろしくご理解賜りたいと思います。

○議長（遠藤幸一） 佐々木誠司君。

○3番（佐々木誠司） 確かに山の所有者自身、自分の山の境がどこかわからなくなっているという現状があると伺いはしております。

そこで、ひとつこれは提案なんです、町に町内一斉の入山デーなどというものをつくって、年に何回か、もしくは年に一回、一斉に山を持っている方が山に入るというような日を設けていただいてみてはどうかなんていうことを考えてみました。

やっぱり普段から山林に多くの山主さんが入ることによって、少しずつお互い隣同士の境を確認し合ったり、お年寄りの方がまだ元気なうちに、若い衆に引き継いでおくなんていうこともできるかと思えます。なかなか山に入る機会がなくなったということで山も荒れてくる、それから境界もわからなくなってくるということが現状でございますので、そういった山に関心を持ってもらうという意味でも、どうかひとつ白鷹一斉入山デーなるものをつくってみてはいかがかなという提案でございますが、いかがでしょうか。

○議長（遠藤幸一） 農林主幹、菅間直浩君。

○農林主幹（菅間直浩） 大変おもしろい提案だなと思えます。

やはりどうしても山から気持ち離れているというか、今、小学校などでも緑の少年団の活動ですとか、自然体験学習などを行っているところもございますし、あとは地域ごとに共有財産の部分の整備をされているところ、私なんかもそうなんです、財産区などの組の山というか、そういうところの共同作業には行くけれども自分の山にはなかなか行かないというところもあるのかなと思っております。

そういったなかなか山に行かない方々が山に行くための方法、どんなものがあるかということ、いろいろこれから皆様方からアイデアなどをいただきながらできればおもしろいかなという考えもしたところです。

ちなみに「やまがた緑環境税」という事業がございまして、その中で目標の一つに森づくりへの参加人数ということで、平成23年に8万人だったものを28年の目標年には2万人増加の10万人にしたいというような目標などもあるようです。

町民の方がみんな行けば1万何千人プラスになるかどうかということなんでしょうけれども、何かそういった一つの企画ができないかということも検討させていただきたいと思えます。

○議長（遠藤幸一） 副町長、横澤 浩君。

○副町長（横澤 浩） 今議員からお話ありましたように、私どもが山に親しむという環境を醸成していくということが、山ひいては里山を守るという大きなきっかけになるということはそのとおりだと思います。

一つ情報といたしましては、国が森林再生あるいは山に親しむという国民的な運動を醸成したいという形で今動いている状況がございます。これらについては今農林主幹が話をしたように、例えば緑の少年団とか、あるいは植樹祭とかいろいろな催しをしている経過があります。

もう1つ、海の日というような形で海に親しむことを進めています。これはいわゆる休日法という法律を国が制定し国民運動としていくという経過がありますが、これと同じように山の日という形で国民的な運動をすべきでないかという動きもがございます。これらについては本町もいわゆる森林交付税等の創設などの団体にも名を連ねておりますので、それらの動きについても私どもは関心を持っているところでございますが、なかなか国全体までには行っていないということで、これらにつきましては議員発議の中で動きがあるということで動いているように承知しております。

今議員からご提案ありましたことにつきましても、大きなうねりとして本町の中でも国の動きあるいは県の動きともあわせておもしろい提供として捉えていきたいと、このような考え方を持っているところでございます。

○議長（遠藤幸一） 佐々木誠司君。

○3番（佐々木誠司） とにかく単純に考えても55年もかかってしまったのでは、到底山の再生なんていう話にはならないと思いますので、これからどんどん需要が高まって、また木質バイオマスのエネルギーが商業ベースに乗ってくるようなことが想定されますので、ぜひともほかからおくれをとらないように、早急な対応をお願いしたいなと思うところであります。

続きまして、林道、または作業道の整備についてお伺いいたします。

境界明確化は1丁目1番地と申されますが、いわゆる2丁目1番地と申しますか、主幹となる林道の整備でございますが、これは明確化が完了したところからでなくても随時作業できるわけでございますので、できるだけ早く、今現在災害復旧等々を行ってくださっておりますが、それにとどまらず拡幅作業工事、もしくは路面の整備というものを、明確化作業に続けて、並行して進めていただきたいなというふうに、これは要望になりますけれども、ぜひそんな形で早急に進めていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（遠藤幸一） 農林主幹、菅間直浩君。

○農林主幹（菅間直浩） お答えいたします。

まず森林内の路網につきましては、大きく分けますといわゆる林道、それから林業専

用道という区分もございますけれども、これらは基幹的道路といいますか、大きな車なども通れるものでございます。そのほかに、森林の木材の搬出のために小さい機械が入るような、いわゆる森林作業道という区分がございます。

林道につきましては町内の林道台帳上で管理しておりますもので、今33路線、総延長で約84キロございます。そのうち舗装されている延長につきましては約16キロということでございます。

先ほど来お話しさせているように、非常に今回の25年災、26年災の災害で相当な被害を受けてまいりました。国の補助等を受けまして、相当復旧は進んできているところですが、やはり林道につきましては下のほうから順々に整備しないと上にたどり着けないということがございまして、まだ上のほうについては復旧が進んでいないというところもございます。これらにつきましては、国の補助はなくなったとしても、町単独の事業、それから直営の事業等で今後とも整備していく必要があると考えています。

開設部分につきましては、現在町の森林整備計画の中で路網整備計画があるんですが、その中では白鷹東部線、滝野のほうから貝生のほうに抜ける林道の整備開設を順次進めているところでございます。

そういう中で、やはり森林作業道というのもこれから必要になってくるのかなと思いますけれども、やはり先ほども申し上げましたように、細かい土地が集まっているところの中に道路を通すということになると、そこの地権者の方の承諾を得ながら進めていく必要があるということで、ある一定の面積を集めた中で森林経営計画をつくっていただいて、そこに路網を整備していく、作業道を整備していくというやり方で行っていく必要があるのかなと。

そういった場合には、国等の補助なども活用することができるのかなという考えをしております。

○議長（遠藤幸一） 佐々木誠司君。

○3番（佐々木誠司） 作業道につきましては、林道から枝分かれするような形で、作業道というものをつくって運搬集積作業をするわけですが、これはやっぱり地権者もしくは林業の事業者の方が伐採、集積、運搬に伴いまして作成しながら進めていくものでございましょうが、一時的な伐採に使用するというにとどまらないで、長期的な観点から、植林をしてその後また間伐をして何十年かけて山を管理するというに、長期的に使用するという観点で、今ですと一旦切り開いた作業道を作業が終わればまた元の山に戻すということで一般的に進められているようでございますが、そういう一時的に使って山に戻すということではなくて、一旦切り開いたものを今後の管理のために残しておくということも必要ではないかなと思いますが、そういったことを今後山主の方もしくは森林業者の方にお願ひしていくということも必要ではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 現在、山の価値が非常に低廉であると先ほど申し上げましたように、再生林を我々も奨励しているわけですが、再生林をしていただけるような環境ではないというのが現実でございます。何としても私どもとしては再生林できるような環境づくりをしていきたいと。それによって仕事も出てくるわけです。そういう環境をどうつくっていくかということについてはやはり用材としての価値を高めるということが必要であろうと。しかしながら、外国からどんだん安い用材が入って来て、それを使ってきたという我々の体験からいきますと、非常に厳しい状態であると。それらをどうやって町として、自分たちの作業として使える作業道というもの、これはもちろん維持管理が必要になってくるわけです。今その状態ではないということも事実でございます、それらをどう組み合わせていくかということが大事な部分ではないのかなと。

いろいろ森林の作業道を整備するためには、やはり同じようなタイヤショベルでいけるようなことではございませんので、その辺、いろいろ課題はありますけれども、そういう環境をつくっていくということについてどのような再生林をするということ、果たしてそういう環境を、本当に力を合わせてつくっていけるような環境ができるかどうか頑張ってまいりたいと思いますので、改めてご協力をお願いしたいなと思います。

○議長（遠藤幸一） 農林主幹、菅間直浩君。

○農林主幹（菅間直浩） ちょっと後段の部分で若干お話しさせていただきたいんですが、作業道をしっかりつくって、ある程度年数がもつようにというお話だったかと思います。

やはり林内でキャタピラーがついた作業車が通るぐらいですと、道の開設についてもそんなに山を傷めないでできると。要するに、盛切りをそんなにしないですることができるというメリットもございます。それを本格的にしてしまうと、ある程度大きく手をかけなければならないということも出てきますので、この辺は森林所有者の方、もしくはその広域的な中で計画を立てられる方がどういうふうにしてそこをこれから管理経営していくかということと関連してくると思いますので、その辺をお話しさせていただきながら計画づくりのアドバイスなどはさせていただければなと思っております。

○議長（遠藤幸一） 佐々木誠司君。

○3番（佐々木誠司） やっぱり木材そのものの価値を高めるという意味では、そこに道があるかないかでは大分価値も変わってくると思いますので、そこは民間の方々主体ということでございましょうが、ぜひこれからご指導なりしていただきたいなと思います。

また、そして木材の需要が高まらなければもちろん植林も進まないということになるかと思いますが、続きまして木材の需要についてご質問させていただきたいなと思います。

先ほどまちづくり複合施設でも木材を使用して庁舎なりを建設する計画ということ

お伺いしましたし、今そのようなことで進めておられるわけですが、現在町中の里山の再生整備というものがほとんど進んでいないという中で、まちづくり複合施設整備を計画されていらっしゃるわけです。その材料となる町産の木材の確保をまずどのように進めていかれるのか、改めてお伺いいたします。

○議長（遠藤幸一） 企画主幹、永野 徹君。

○企画主幹（永野 徹） お答えいたします。

まちづくり複合施設を建てるための木材の調達につきましては、現在鮎貝地区の鮎貝自彊会さんの山の森林を使うことにしております。

これにつきましては、鮎貝自彊会さんがある程度境界をわかっておられますし、自分の山の状態を把握されて、どのくらいの林齢で蓄積があるまとまった山を持っておられるという情報をいただいたおかげで使えるという形です。

実は、ほかの地区もある程度は使える林齢に達している山があるという情報はいただいています。ただ、詳細なデータというのがありません。こういうところもデータを出していただくと、今後木材需給ということ、供給をするという立場であれば、使えるところがどこにあるかということ把握しながら、例えば森林組合さんとか製材所さんに、ここに山がありますと、買ってみたらどうですかというご指南というかできるようになると思うんですが、今のところそこまでデータがそろっているわけではありません。それについては今後役場のほうでもデータをそろえとか、また情報をいただいくというような形でやっていきたいなと思っています。

今のところ自彊会さんが一番データがそろっていたというのが今回の施設整備については一番ありがたかったなと考えております。

○議長（遠藤幸一） 佐々木誠司君。

○3番（佐々木誠司） 鮎貝自彊会さんのところにまとまった木があるということで今お伺いいたしましたが、町全体としては、具体的にはどの程度どの地区にあるか、材がまとまってどの程度あるかというのは調査がまだほとんど進んでいないというのが今のお話でしたが、実際町民の方々の間でも、自分の持っている山の木も庁舎を建てるのに使ってもらえるのだろうかという心配をされる方の声も聞くようになります。

町では、公共建築物等における木材の利用の促進の意義と効果ということで、公共物等において率先して地域で育てた木を地域で利用することは林業の再生を通じた森林の適正な整備につながり、「森林の有する多面的機能の持続的な発揮や中山間地域を初めとする地域経済の活性化や雇用の創出につながるもの」としておられます。また、「公共建築物の建設については、長期的な視野に立って事業を実施する」とうたっておられます。

先ほども申しましたが、町民の方々の間でも、本当に自分の山の木を使ってもらえるのかなという声も聞かれております。例えば、今回は鮎貝自彊会さんということをお

伺いたしましたが、そういった一部地域からの木材を確保ということで、本当に森林の有する多面的機能の持続的な発揮、それから町全体の経済活性化というものにつながるのかなとちょっと心配される部分がございますが、その点についていかがでしょうか。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） ご心配ということでございますけれども、実は本町の大部分の戦後植栽された山といいますか、分収林契約になっているのがほとんどでございます。売買した場合には半分、県の場合もありますし国の場合もあるわけです。官行造林なんていうのは全部分収林契約をやっているということです。その伐期が来ているという状況の中で、我々は10年延ばしてほしいとかいろんな運動を展開してきながら今に至っているということであります。

そのような中で、先ほども申し上げましたように、再造林ができるような環境なのかというとなかなかできないと。私どもとしては何とか再造林、植林できるような山の価格まで持っていけないだろうかということであります。

それには、地元で加工ができるような能力をつけますと、地元で加工ができなければ秋田に運ぶ、岩手に運ぶ、そういう能力が出てくるわけです。ではなくて、地元で加工できるような体制をとっていくことによって、できるだけそういう単価を、そこでコストを下げていきたいという考え方であります。

また、なぜ再造林が必要なのかと。これは、経済の循環だけではありません。今はまさしく地球規模での環境ということが必要になってまいります。若い樹林については、これは何も針葉樹だけではありませんし広葉樹もそうなわけですが、やはり二酸化炭素を吸って酸素を吐き出すという行為が地球を救うとまで言われているわけでございますので、私としてはやはりそういう視点で、再造林ができるような視点の中でやっていけるような組み合わせを考えてまいりたいと。

あともう1つは、いろいろな財産区さんでも山をお持ちでございます。いろいろなものをお持ちでございますが、なかなかそこまで行く道路がないと。財産区さんでも、もう売りたいんだけど、道がないんだよということも相当聞かれます。その辺についてはやはり持ち主の方と、それから持ち主の方の場所まで行くまでの道路なども含めて、権利者がいっぱいいるわけです。これが先ほど申し上げました境界明確化事業でその後の森林経営計画をつくるというのが、そういう一体的な流れになっております。この辺については、地域の皆様方の協力があって、それを材として生かさせていただき、再造林をさせていただき、そして地域の経済循環に結びつくような物語を我々としてつくることが今求められているものでないのかなと思っておりますし、そのような視点で今回のいろいろな事業を展開してまいりたいと思っておりますけれども、これには先ほど申し上げましたように、地域の皆様方のご協力がなければできないということでありますので、よろしくご協力くださるようお願い申し上げたいと思います。

○議長（遠藤幸一） 佐々木誠司君。

○3番（佐々木誠司） 再生林をして地域の経済の活性化、循環させていくという観点からすれば、やはり山の再生もまだまだ進まないうちに、気をもんでまず山から木を確保してとりあえず建ててみましょうなんて、先ほど樋口議員からもご指摘がありましたが、とにかく山の再生ができないうちに、これは本当に庁舎が目的で木を探しているのではないかと逆にとられがちでございます。どうかひとつ気をもまないで山の再生の状況を見ながら進めていただきたいなと思っておるところでございます。最後に木質バイオマスエネルギーということで、先ほど来も話がありますけれども、これは今まで捨てられてきた間伐材や製材時の端材、のこぎりかすといったところに至るまで全ての木を木質エネルギーとして活躍するという観点から、燃料としての木材をほかから買うのではなくて、あくまでも地元で出た残材を地元で消費するという、いわゆる地産地消という施策というのが基本になってくるわけでありますが、今後の森林整備にあわせて、木質バイオマスエネルギーに対しての取り組み方についてのお考えを聞かせてください。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 我々が今までもご説明申し上げてきたとおり、伐期を越えている山を何とか早く使うことによってこの環境にも優しくなるようなものをしていきたいと。これがどういう意味かわからないところがあるんですが、次に皆そろうまでということになりますと、いつの時点でどうなのかちょっとわかりませんが、やはり私としては伐期のもは今伐期として活用すべきであると。その内容が先ほどありました地縁団体鮎貝自彊会の山がもう70年近くたっているということでも、伐期を通り過ぎているような状況まで来ているということ。それを活用することによって、木質バイオマスのエネルギーとしての活用も出てくる、それが循環であります。

同時に、再生林ができなければ、ただ放置林になってしまうと。やはりそれを再生林しながら、我々の子や孫、ひこの時代にそれをまた生かせるようなものをつくっていくというのが緑のプロジェクトであると思っています。そういう流れをつくっていくためには、今、伐期のもはできるだけ早く利用させていただき、活用もさせていただきたいと。そして、先ほど申し上げましたように、その端材等々についてはエネルギーに使わせていただきたい。さらには、そこに再生林ができるような環境をつくっていききたいというのが考え方でございまして、全部そろうまでということになりますと、どういうことか内容的には把握できない部分があるんですが、私としてはそのような形での取り組みをしてまいりたいなと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 与えられた時間は過ぎましたけれども、特に簡潔にお願いします。

○3番（佐々木誠司） 最後に、ご質問ではございませんが、とにかく一部の地域からの材の確保ということではなくて、町全体から少しずつでも材を確保していただくという

ことで広くまちづくり複合施設整備について進められるようであれば、一部からということではなく、町全体を見て満遍なく材を確保していただくというようなことをお願いしまして、私の質問を終らせていただきます。

以上です。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 大変ありがたいお言葉でございます。先ほど議員がおっしゃいましたように、これからの公共建築物につきましては、低層なものについてはできるかぎり木材を使っていきたいと思っています。これは、公共建築物という定義に入らないかもしれないかもしれませんが、いろいろな組織団体で計画が練られているようでございまして、それらに対する白鷹町産材の材の確保ということは、広く町内満遍なく、我々も視野を広げてやらせていただきたいと思っておりますので、ただいま議員からありました内容については十分意をもって対応してまいりたいと思います。

○議長（遠藤幸一） 以上で、佐々木議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を2時30分といたします。

休 憩 （午後2時17分）

再 開 （午後2時30分）

○議長（遠藤幸一） 休憩前に復し、再開いたします。

次に、TPPについて、西中体育館の再活用について、10番、石川重二君。

〔10番 石川重二 登壇〕

○10番（石川重二） 私から、ただいま議長からありましたように、TPPについてと廃止された西中学校の体育館の利活用について一般質問を伺いたいと思います。

さきに提出しておりました書類の中で、最初に小口議員が質問されましたものとかぶる部分がありましたので、そこは省きながら質問させていただきたいと思います。

2012年の総選挙におきまして、「TPP反対、うそをつかない自民党」と言っておりましたが、選挙が終わった後、現在の安倍政権に変わりました後に現在この話は棚上げになりまして、今回の大筋合意についても一切の内容が明らかにされないままに、政府は「総合的なTPP関連政策大綱」というものをつくりまして発表してまいりました。時間があるのに国会臨時会も開かず、どこにも諮ることなく、そしてそれを発表に至ったわけですが、これは立憲国の日本にとりまして絶対してはならないことでありまして、非常に残念な処置だったと思います。

そうした中で、TPPと申しますと、どうしても農産物がメインで入ってくるわけです。もちろん今回の大筋合意の中で、前年までの農産物の出荷等の全量からすると、影響力は県の試算で668億円ほど県内に負担がかかってしまうと発表されております。

このTPPによって、幾ら目先の一部にだけどうのと言っても、全体として農村破壊

につながることは明らかであります。そして、単なる農村破壊のＴＰＰのみならず、最も大事なものは、今新聞等でも一部報道が出ておりますが、特許の有効期間12年、一部は今まで5年ということで、安い薬をつくれるようにという手当てが一部進んでおったんですが、ＴＰＰの中では12年という年月が提示されております。そうしますと、安い薬をつくる会社は成り立たないことになってしまいます。

それと、こういう特許問題のみならず問題になっているのは、国民生活、健康問題につながることでありますが、我が国日本では、会社法人、事業所関係の社会保険と一般国民の国民健康保険とが満遍なく国民を保護する、命を守る役目を果たしておりますが、アメリカとか大国でこういう保険制度のない国が非常に多いわけです。それと右倣えにＴＰＰの交渉の中では追及されることになります。

例えば、日本郵政、もとの郵便局、自前の新しい保険をつくると言っておったのですが、これを途中でやめまして、今はアメリカの大手の保険会社の製品を、日本郵政で販売を始めております。全てが大国のアメリカの大手の資本に連なるような方向へとつくられる動きになるわけです。もちろん日本では農業政策の遂行と農民の生活を守るために、各市町地域ごとにＪＡがございました。ところが昨年からの動きで、農民の動きが政府不利に働くので、そういう声を潰そうということで、各県一本化という動きが出てきたのが、ＴＰＰに連なる地ならしの政策であると言われております。もちろんその中には、農業共済も全て全県一本と絞られて、行動力が弱くなっていくというのが問題になっております。そして、もちろん今度は大きな医療関係、これも外国と同じように保険制度なしにして、それも行うようになりますと、非常に健康を守るための日本の医療制度を根底から覆させることになるというのがＴＰＰの今後の大きな課題となるわけです。

このような危険な、国民生活に多大な影響を与えるＴＰＰの大筋合意ということで、賛成しないでぜひともこれを追求し、国民のためにも政府国会にＴＰＰの撤退という意見を上げていくべきであると思っております。

続いて、廃止されました西中学校の体育館の問題です。

聞けば、西中学校の全体を潰して、白光園に新しい施設を一任するという意見が示されております。もちろん全体を一度にしたほうが、さら地にしたほうが後で取り壊し費用が楽になるという思いかもしれませんが、しかし白光園でつくれる場所、その他は体育館を除いても十分な余地がありますし、体育館を全部潰す必要はないのではないかと私は思います。体育館をそのまま残しまして、白光園から雨とか天気の悪いときでも大きなホールで運動ができる場所にできるし、また子供たちに運動の場所として、時間外の利用とかといったときに大いに活用してもらえるし、そしてそこにはシャワールームとかいろんな場所をつけ加えて、大きな大会の開会の出発地などにしますと、そのシャワールームを使って、女子選手が多い大会ですと、とりあえず今すぐにでも利用可能

な施設をつくれるのではないかと思います。

西中体育館なんです、壁の両側が少し斜めになっておりまして、体育館の床も下に鉄骨があって、それで組まれて全体の強度を高めるような施設になっておるようです。そうした中で、床を剥ぐことなく、床の上いわゆるゴム質のような人工芝を張りつけてやりますと、滑ったりしない、お年寄りでも転ばない運動の場所にも使えると思います。

そして、屋根なんです、あその屋根は特徴のある屋根で、普通の屋根はこういう屋根型なんです、あその西中は屋根の上だけがとがっています。とがったところの上の曲がり角が劣化して、3度ほどのりづけで、シーリングというんですが、私がPTA会長をしたときに、そこに全体をシーリングして3年間雨漏りをおくらせましたけれども、まだまだ使える施設の一部だと思います。ただ、あの場所は、とがっている部分は全部取り去って、平らな屋根にするか、取り去ったところだけ木質で上に乗っけるか、いろんな方法があると思いますが、廉価な価格で再オープンに結びつけることは可能なのではないかと思っております。

そして、その場所を、卒業生あるいは地域の子供たちに開放したり、大人たちにも自由に使える場所として確保しながら、体育館として今後も使用できるようにご配慮いただきたいと思っております。

そしてまた、この体育館ですが、庁舎の工事の中で、万が一の場合は中央公民館的なホールを避難所に使えると言っておりますが、万が一大きな地震等の天災が起きたりすれば、西地区から東地区に横断して避難所に入ることはかなり難しくなると思います。そういった点から、西と東に東西避難所があってしかるべきかと。

そんな観点からも、ぜひともこの体育館を再利用しながら、地域の生活の生かしていきたいものだなという提案を申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 石川議員の一般質問をいただいたわけですが、事前の通告とも相当かけ離れていますし、また内容的にもちょっと相当違ってきていますのでかみ合うかどうかわかりませんが、最初の事前通告をいただいた内容に沿って答弁させていただきますので、ご了解をお願い申し上げます。

また、提案という言葉をお使いになられていましたけれども、質問ということに捉えさせていただいて回答させていただきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。

まず、TPPについてでございますが、TPP交渉結果に関する私の考え方については、先ほど小口議員に答弁させていただいたとおりでございます。それについてはわかったといいますか、答弁をしたということでのご理解いただいたということでございます。

す。

繰り返しになりますけれども、TPP協定につきましては、プラス面、マイナス面の両面があることは先ほども申し上げましたとおり十分認識しております。「協定全てにおいて賛成ということではない」ということはご理解いただけたのではないのかなと思います。

なお、石川議員さんは、TPP交渉からの撤退を内閣、国会に首長としても要請すべきでないのかというご意見でありましたけれども、国への要請対応につきましては、全国町村会での私どもが参加し決議いたしました内容に協調した対応をすべきであると認識しております。

全国町村会では、昨年までTPPには反対の立場でありましたが、先月の11月18日でございますけれども、開催された全国町村長大会では、TPPに関する特別決議が満場一致で採択されました。TPP協定への対応について、政府と一体となって全力を挙げて取り組むということになったところであります。

また、特別決議では、今回の大筋合意は国内の農林水産業に深刻な打撃を与える懸念があると、そしてこれが食料自給率の低下や、美しく活力ある農山漁村の構築の妨げになりかねない、これは先ほど議員もおっしゃったとおりでございます。そういう状態から、政府に対し農林水産物の品質や安全性に対する国民の理解を深めるとともに各種施策を講じることで、農林漁業者が希望を持って経営に取り組めるよう、強く求めているものであります。この決議文につきましては、大会終了後、森山農林水産大臣に対して、特別決議内容の実現に向けた要請行動を行ってきたところでもあります。

また、議員からTPP協定について、山形県の農業・農村に与える影響額のお話がありました。恐らくこの668億というこの数字につきましては、安倍総理がTPP協定交渉への参加を表明した平成25年3月に、TPPにより関税を撤廃した場合の農林水産物への影響について、政府が示した試算方法に即して、山形県が機械的に算出した数字のことに私は認識させていただいているところでございます。

このことにつきましては、平成25年6月議会におきまして、田中議員さんの一般質問にもお答えさせていただいたところでございます。当時の試算で農林水産物の生産額が668億円減少するというものでございました。

今回のTPPの大筋合意につきまして各県で試算をいろいろやっているようでございますが、なかなか受けるほう、入ってくるほうは計算できるわけで、出すほうはなかなか明示できないということで、この計算についてはいろんな計算方法があるようでございます。私もここでどのような影響があるのかということを経々には申し上げられませんが、間違いなく農業についてマイナスがあるということは認識させていただいているところでございます。

そのようなことではありますが、当時の試算の主なものを見ても、米については

県内生産量の3割が輸入に置きかわり、残り7割の米の価格も下がるという考え方、また牛乳・乳製品に至っては、北海道産牛乳等に全て山形県の牛乳がかわるんだよということで、それらを積み上げていくと668億円という数字が積み上がったということでもあります。我が町にとって看過しがたい内容であると答弁させていただいていたところでもございました。

なお、この試算につきましては、関税を即時撤廃し、また追加的な対策を何も講じないことを前提条件として全く機械的に試算されたものであったということもお答えさせていただきたいと思います。

このたびの協定内容では、当時の条件とは全く異なるものでもありますし、またしかるべき対策も講じていくという政府の考えでもございますので、この数字の考え方は、今回はそのまま当てはまるものではないと考えているところでございます。

さらに、ご質問の中では、T P Pにおける医療、福祉分野への影響についてもございました。これは先ほどお話しなさいました医療保険の関係や特許の関係だということでもあります。社会事業サービスについては「包括的な留保」、いわゆる将来留保ということになります。行っておりますので、現行制度が大きく変わるものではないと認識しているところでございます。

また、医薬品の知的財産保護を強化する制度につきましては、特許期間延長制度、販売承認の手続の結果による効果的な特許期間の不合理な短縮について特許権者に補償するために特許期間の調整を認める制度でございますが、新薬のデータ保護期間に係るルール構築や特許リンケージ制度（後発医薬品承認時に有効特許を考慮する仕組み）などが盛り込まれておりますが、国からのここまでの詳細な内容がまだ公表されておられません。現時点では、どのような影響が出てくるのか、この場ではお答えできないというのが現状であります。

ご質問にありましたT P P協定による影響は、デメリットばかりではないという認識も私は持っております。

和食文化がユネスコの無形文化遺産に登録されまして、日本食が世界から注目されているということもチャンスに捉えていく必要があると思っているところでございます。米の消費量は年々減少している中で、市場の確保は大変重要であります。海外にも市場が開けることで新たな需要が開拓できるのではないのかなと大いに期待していきたいと思っているところでございます。

小口議員への答弁でも申し上げましたとおり、貿易自由化は世界の潮流であり、日本が積極的に関与すべきというふうにも考えているところでございます。

いずれにいたしましても、今後も継続していく、国、県とも連携を密にしながら、また動きに注目しながら課題解決に向けて取り組んでまいりたいなと思っているところでございます。

私はやはり、白鷹町の中の農村というものを一番大事に考えながら、全国町村会を通じ、国の十分な施策が講じられるように働きかけてまいりたいと思っているところでございます。

次に、廃止された西中学校の体育館の再活用についてお答えさせていただきます。

西中学校の体育館につきましては、昭和43年に建設され、昭和62年に大規模改修を行ったために外観的には損傷が少ないものの、建設から既に47年が経過しており老朽化が著しく、特に屋根につきましては、先ほど議員からありましたとおり、数年前から雨漏りが発生している状況であります。また、平成19年に実施いたしました耐震診断の結果によりますと、管理・特別教室棟以外は耐震基準を満たしておらず、体育館につきましても耐震補強が必要であると経過報告されております。

このような施設の状況から、体育館を再活用する場合につきましては、耐震化工事や屋根改修工事が必要となり、相当な工事費がかかるものでないのかなと思っているところでございます。

また、建設から47年が経過しているため、鉄筋コンクリートづくりの耐用年数であります50年に迫っており、改修工事を実施いたしましても、建物全体の老朽度の改善は大きく期待できるものではないと承知しているところでございます。

このような状況を踏まえまして、現段階におきましては、西中学校につきましては建物を全て解体撤去し、社会福祉法人白鷹福祉会から要望が出されております社会福祉施設用地として利活用する方向で検討を進めさせていただいているところでございます。

また、体育館の再活用につきましては、スポーツ公園を中心としたスポーツセンター構想と機能的に重複する部分もありますので、スポーツセンター構想の中で検討してまいりたいと考えているところでございます。当面は、蚕桑小学校、鮎貝小学校の体育館の利用や、軽スポーツにつきましては蚕桑地区、鮎貝地区のコミュニティセンターや、平成29年度全国高等学校総合体育大会の女子ソフトボール競技の開催に向け修繕を予定させていただいております就業構造改善センターを利用いただくなどにより、スポーツ活動や健康増進活動を行っていただきたいと考えているところでございます。

西中学校跡地につきましては、蚕桑・鮎貝両地区の中間地点にあり、物理的条件として、スポーツ公園や四季の郷等との連携を図ることができる場所であると認識しているところでございます。

今後整備される予定の施設につきましては、災害時の一時避難所や軽スポーツなどに利用できるホールのような機能を確保いただき、地域に対する公益的な機能も担っていただけるよう、町といたしましても白鷹福祉会に要請するなどの対応を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、石川議員の一般質問にお答えさせていただきます。

○議長（遠藤幸一） 石川重二君。

○10番（石川重二） 先にT P Pのことになりますけれども、全国の町村議長会では先ほどの町長のお話のようかもしれませんが、議会としてもぜひともこのような国民生活を壊すような制度そのものの構築はどうしても撤退すべきでないのかなと思っており。そういう面で、町長は、どうしても賛成の立場の趣旨は変わらないおつもりでしょうか。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 先ほど回答申し上げさせていただきましたとおり、全国町村会で特別決議を全会一致でさせていただいたという内容について、そういう方向で対応させていただきたいと思っているところでございます。

○議長（遠藤幸一） 石川重二君。

○10番（石川重二） T P Pについては、町長のそのようなお考えに私はなかなか同意できないわけなんです。さらに西中学校体育館について申し上げますと、耐震装置の構築が必要になるかどうかですが、正直廉価な方法で耐震装置をつけることができるのではないかなと思ってはいますが、いわゆる昔体育館の屋根などに合掌をつくっていましたが、外側のトラス部分に木材でもってがっちりした組み上げをしまして、外壁を周りから支えるという工事をすれば、木材でやっても十分な耐震度が得られるのではないかなと思っています。

そういった中で、何とか利用していく方法はできないものかと思っています。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 体育館についての耐震診断でございますけれども、平成19年度に実施した内容でございますけれども、構造耐震指標というのは、我々お話しさせていただいているのがI s値というもので、これはクリアしております。しかし、残念ながら、保有水平耐力指標、q値というものですが、要するに横揺れにどの程度強いかということです。これが1を超えればいいんですが、残念ながら0.23ということで、基準値よりも低いということで、私どもとしてはやはり横揺れにも対応しなければならないという状況を考えたときに、果たして残しているものなのかどうかというよりも、残すべきではないと私は思っておりますし、またもう1点は、白鷹福祉会さんがあそこに施設を、福祉的な利用をしていきたいというときに、やはり無人の建物ができるということは非常に不安なわけです。これは、決して私どもだけでどうのこうのとはいえないわけですが、これは理事長さん含め、事務局長さんも含めて、いろいろ私どもは今まで詰めてきたわけでございますけれども、無人の建物があるということは到底我々としては納得できない部分がある、納得できないということは使用に関してということで理解いただきたいんですが、活用に関してはなかなか厳しいものがあるなというお話をいただいていたので、特に我々としてはトータル的な視点からどうしていくべきなのかと考えたときに、先ほど申し上げましたように、q値というものが残念ながら到達していないという

こともありますし、トータル的にはやはり解体していくべきであると、私としてはその方向で行きたいとと考えているところでございます。

○議長（遠藤幸一） 石川重二君。

○10番（石川重二） 横揺れの問題も含めて耐震化を図る方法もあるかと思うんですが、先ほど無人化した体育館という問題ですが、白光園の連携施設として屋根でつくって、そういう体育館的な利用価値を与えてはどうかと思っているんです。いかがでしょうか。

○議長（遠藤幸一） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 無人化が大変不安であると、今の白鷹福祉会でやられている特別養護老人ホームの施設は全てスプリンクラーが設置されているわけです。体育館にもスプリンクラーが設置されれば、それはクリアできると私は思います。ただし、やっぱりそこまですべきなのかどうかという判断をしなければならぬ。やはり屋根をかけてどうするかこうするかとかというよりも、そもそもスプリンクラーをつけて、一人一人要介護度5から3ぐらいの方までいっしょのわけですから、そういう方々が安心して暮らしていけるという部分を私はしていく必要があるのではないのかなという考え方の中で方向性を出していただいたというふうな、今そういう方向で行きたいと認識しているということでございます。

○議長（遠藤幸一） 石川重二君。

○10番（石川重二） 以上、町長からの説明をいただきましたが、私なりにまだ賛同できない面がありますが、今後とも課題を研究しながら、どうすべきか一緒になって地域とともに語り合っていきたいと思っております。

以上で質問を終らせていただきます。

○議長（遠藤幸一） 以上で、石川議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。再開を3時15分といたします。

休 憩 （午後3時01分）

再 開 （午後3時15分）

○議長（遠藤幸一） 休憩前に復し、再開いたします。

○議第95号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第5、議第95号 白鷹町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

[町長 佐藤誠七 登壇]

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号を利用する事務、その他必要な事項を定めるため提案するものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 総務課長、松野芳郎君。

○総務課長（松野芳郎） ご説明申し上げます。

議第95号 白鷹町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の設定について。

白鷹町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を次のように制定する。

白鷹町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例。

制定要旨によりご説明を申し上げます。制定要旨をお開き願います。

本条例の制定につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、本町における個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものでございます。

条項、見出し、制定の要旨の順にご説明申し上げます。

第1条 趣旨。この条例の趣旨について定めるもの。

第2条 定義。この条例で用いる用語の意義を定めるもの。特定個人情報につきましては、個人番号をその内容に含む個人情報と定義するものでございます。

第3条 町の責務。個人番号の利用に関して、町の責務を定めるものでございます。

第4条 第1項個人番号の利用の範囲。番号法第9条第2項の規定により、町が個人番号を利用する事務として条例で定める事務は、以下の事務とするものでございまして、大きく3つの事務を定めるものでございます。

1つ目といたしましては、番号法で規定されている個人番号利用事務以外で個人番号を利用する事務として、別表第1に掲げる事務でございます。これにつきましては、5つの分野における事務を定めるものでございます。例えば①としては、医療給付事業に係る3つの医療給付事務等を定めるものでございます。以下、5つの事務があります。

次のページをお開きいただきたいと思います。

2つ目といたしまして、同一機関内の事務間において、特定個人情報を利用する事務として別表第2に掲げる事務でございまして、5つの分野における事務について定めるものでございまして、医療給付事業などの事務を定めるものでございます。

3つ目といたしまして、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務、120の事務がござい

ますが、本町において対応する事務について定めるものでございまして、例えば児童手当法による児童手当の支給に関する事務でありますとか、介護保険法による保険給付の支給、または保険料の徴収に関する事務、あるいは老人福祉法による福祉の措置に関する事務等が想定されるものでございます。

第4条第2項、番号法では連携が認められていない事務につきまして、条例で規定することにより、同一機関内の事務間において、特定個人情報を利用することができるよう定めるものでございます。別表第2に掲げる5つの分野の事務につきましてそれぞれ連携して利用するというので、特定個人情報を定めるものでございます。例えば医療給付事業につきましては、地方税関係情報及び医療保険給付関係情報を利用することを定めるものでございます。以下、この表に掲げる利用を定めるものでございます。

次のページをお願い申し上げます。

第4条第3項、番号法では、他団体との連携しか認められていない事務について条例で規定することにより、同一機関内の事務間において特定個人情報を利用することができるよう定めるものでございます。先ほどと重複いたしますが、120の事務のうちで本町において処理する事務等について利用する状況になってございます。例えば児童手当の支給に関しましては、特定個人情報といたしましては地方税関係情報を利用するという状況になります。

第4条第4項、個人番号の利用の範囲でございまして、他の条例等において書面の提出が義務づけられている場合に、独自利用事務において得られる特定個人情報と同じ内容の情報については、当該書面の提出があったものとみなすものでございまして、これにつきましてはみなし規定でございます。

第5条 委任。条例の施行に関し必要な事項について委任することを定めるものでございます。

附則、施行期日、平成28年1月1日から施行するもの。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ直ちに採決をいたします。

議第95号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第96号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第6、議第96号 白鷹町町税条例等の一部を改正する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行、及び地方税法の一部改正等に伴い、所要の整備を図るため提案するものであります。

なお、詳細につきましては税務出納課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 税務出納課長、田宮 修君。

○税務出納課長（田宮 修） ご説明申し上げます。

議第96号 白鷹町町税条例等の一部を改正する条例の設定について。

白鷹町町税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町町税条例等の一部を改正する条例。

議案書の後ろから3枚、一部改正要旨をごらんください。

今回の全体的な改正の要旨につきましては、地方税法の一部改正等に伴う猶予制度に関する規定の整備、及び紙巻たばこ3級品（旧3級品）の製造たばこに係る税率の見直しを行うとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う個人番号及び法人番号に係る規定の整備等を行うものであります。

条例、条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順に説明させていただきます。

第1条 白鷹町町税条例の一部を改正する条例。

第5条の2、徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付または分割納入の方法、新、徴収の猶予をする場合等における、分割して納付し、または納入する方法について規定を整備するもの。

第5条の3、徴収猶予の申請手続等、新、徴収の猶予を申請する場合等の記載事項及び添付書類等について規定を整備するもの。

第5条の4、職権による換価の猶予の手続等、新、職権による換価の猶予をする場合に提供を求めることができる書類等について規定を整備するもの。

第5条の5、申請による換価の猶予の申請手続等、新、換価の猶予を申請する期限を6月とし、換価の猶予の不許可事由等について規定を整備するもの。

第5条の6、担保を徴する必要がある場合、新、担保を徴する必要がある場合を、猶予に係る金額が100万円以下、猶予期間が3月以内等とするもの。

第6条、公示送達、改、引用法令の文言を整理するもの。

第18条、所得割の課税標準、改、国外転出時課税の創設に伴い、所得割の計算における譲渡所得について条文を整理するもの。

第28条、町民税の申告、改、法人の申告書の記載項目に法人番号を追加するもの。

第29条の3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書、改、引用条項の条項ずれを整理するもの。

次ページをごらんください。

第43条、町民税の減免、改、町民税の減免申告書の記載項目に個人番号または法人番号を追加するもの。

第46条、固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告、改、独立行政法人の名称変更に伴い、条文を整理するもの。

第54条、施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申し出、改から第129条入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告、改までにつきましては、それぞれ各申出書、申請書等の記載項目に個人番号または法人番号を追加するものであります。

次ページをごらんください。

附則第2条の3、納期限の延長に係る延滞金の特例、改、引用条項の条項ずれを整理するもの。

附則第7条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告、改、新築住宅等に係る特例の適用を受けるための申告書の記載項目に個人番号または法人番号を追加するもの。

附則第13条の2、たばこ税の税率の特例、改、旧3級品のたばこについて、特例税率を廃止するもの。

附則第28条、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等、改、東日本大震災に係る固定資産税の特例を受けようとする者がすべき申告書の記載項目に個人番号または法人番号を追加するもの。

第2条 白鷹町町税条例等の一部を改正する条例の一部改正。

第12条、町民税の納税義務者等、改、引用法令の文言を整理するもの。

附則第1条、施行期日、この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、徴収猶予等に係る規定、たばこ税の税率の特例及び地方税法改正等による文言の整理については、平成28年4月1日から施行する。

附則第2条第1項から第3項、徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置、この3項につきましては、それぞれの猶予制度に関する部分は平成28年4月1日以後の猶予について適用し、同日前に行われた猶予については、なお従前の例によるものでございます。

次ページをごらんください。

附則第3条第1項、町民税に関する経過措置から第4項、第1項新条例の規定中、個

人の町民税に関する部分については、平成28年度以後の年度分の個人町民税について適用し、平成27年度までの個人の町民税については、なお従前の例による。

第2項、新条例の規定中、町民税の減免に関する部分については、平成28年1月1日以後の申請について適用し、同日前に行われた申請については、なお従前の例による。

第3項、新条例の規定中、外国法人の法人町民税に関する部分については、平成28年度以後の年度分の法人町民税について適用し、平成27年度分までの法人町民税については、なお従前の例による。

第4項、新条例の規定中、町の住民基本台帳に登録されていない個人及び法人の町民税に関する部分については、平成28年1月1日以後の申告について適用し、同日前に行われた申告については、なお従前の例による。

附則第4条、固定資産税に関する経過措置、新条例の規定中、固定資産税に関する部分については、平成28年1月1日以後の申し出、申請、申告について適用し、同日前に行われた申し出、申請、申告については、なお従前の例による。

附則第5条、軽自動車税に関する経過措置、新条例の規定中、軽自動車税に関する部分は、平成28年1月1日以後の申請について適用し、同日前に行われた申請については、なお従前の例による。

附則第6条第1項から第14項まで、町たばこ税に関する経過措置。

第1項、新条例改正前の旧3級品に係るたばこ税については、なお従前の例による。

第2項、旧3級品に係る町たばこ税の税率を次のとおりとするもの。平成28年4月1日から平成29年3月31日まで1,000本につき2,925円。平成29年4月1日から平成30年3月31日まで1,000本につき3,355円。平成30年4月1日から平成31年3月31日まで1,000本につき4,000円。

次ページをごらんください。

第3項、たばこ税の申告納付に係る申告書等の様式について、読みかえ部分の規定を整理するもの。

第4項、平成28年4月1日の手持品課税のたばこ税の税率を1,000本につき430円とするもの。

第5項、申告書を貯蔵場所または営業所ごとに、平成28年5月2日までに提出とするもの。

第6項、申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに納付とするもの。

第7項、手持品課税の読みかえ部分の規定を整理するもの。

第8項、手持品課税の税額の還付について規定するもの。

第9項、平成29年4月1日の手持品課税のたばこ税の税率を1,000本につき430円とするもの。

第10項、前項の手持品課税の読みかえ部分の規定を整理するもの。

第11項、平成30年4月1日の手持品課税のたばこ税の税率を1,000本につき645円とするもの。

第12項、前項の手持品課税の読みかえ部分の規定を整理するもの。

第13項、平成31年4月1日の手持品課税のたばこ税の税率を1,000本につき1,262円とするもの。

第14項、前項の手持品課税の読みかえ部分の規定を整理するもの。

次ページをごらんください。

附則第7条、特別土地保有税に関する経過措置、新条例の規定中、特別土地保有税に関する部分は、平成28年1月1日以後の申請について適用し、同日前に行われた申請については、なお従前の例による。

附則第8条、入湯税に関する経過措置、新条例の規定中、入湯税に関する部分は、平成28年1月1日以後の申告について適用し、同日前に行われた申告については、なお従前の例による。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ直ちに採決をいたします。

議第96号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第97号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第7、議第97号 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、所要の整備を図るため提案するものであります。

なお、詳細につきましては税務出納課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 税務出納課長、田宮 修君。

○税務出納課長（田宮 修） ご説明申し上げます。

議第97号 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

一部改正要旨をごらんください。

今回の改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、国民健康保険税における減免申請手続に係る規定を整備するものであります。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順にご説明いたします。

第24条第2項、減免、改、減免申請書に記載する事項に個人番号を追加するもの。

附則第1項、施行期日、平成28年1月1日から施行するもの。

附則第2項、適用区分、改正後の規定は、施行日以後に提出する申請書について適用し、同日前に提出した申請書については、なお従前の例による。

以上であります。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ直ちに採決いたします。

議第97号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第98号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第8、議第98号 白鷹町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行等に伴い、所要の整備を図るため提案するものであります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご決定

賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 健康福祉課長、齋藤春美さん。

○健康福祉課長（齋藤春美） ご説明申し上げます。

議第98号 白鷹町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町介護保険条例の一部を改正する条例。

白鷹町介護保険条例の一部を次のように改正する。

一部改正要旨をお開きください。

白鷹町介護保険条例の一部改正要旨。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、介護保険料における徴収猶予及び減免申請手続に係る規定を整備するとともに、申告等に係る提出書類の簡素化を図るものでございます。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順に説明申し上げます。

第8条第2項、保険料の徴収猶予、改、徴収猶予申請書に記載する事項に個人番号を追加するもの。

第9条第2項、保険料の減免、改、減免申請書に記載する事項に個人番号を追加するもの。

第10条、保険料に関する申告、改、給与支払報告書または公的年金支払報告書が提出されている場合は、保険料に関する申告書の提出を不要とする規定を追加するもの。

附則第1項、施行期日、平成28年1月1日から施行するもの。

附則第2項、経過措置、改正後の規定は、施行日以後に提出する申請書について適用し、同日前に提出した申請書については、なお従前の例による。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ直ちに採決いたします。

議第98号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第99号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤幸一） 日程第9、議第99号 白鷹町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関連する規定の整備を行うため提案するものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（遠藤幸一） 総務課長、松野芳郎君。

○総務課長（松野芳郎） ご説明いたします。

議第99号 白鷹町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例。

改正要旨によりご説明申し上げます。改正要旨をお開き願います。

改正の概要についてでございますが、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行により共済年金が厚生年金に統合されることに伴い、旧共済組合員期間を有する者が一元化法の施行日以後に新規に年金裁定される場合は、原則として厚生年金が支給されることとなるため、必要な改正を行うものでございます。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順にご説明申し上げます。

附則第5条第1項、他の法令による給付との調整、改、年金たる補償について、当該保障の受給権者に、同一の事由により厚生年金保険法等他の法令による障害厚生年金、遺族厚生年金等の社会保障給付が支給される場合に併給調整を行うための調整率を定めるものでございます。

附則第5条第2項、改、休業補償について、第1項と同様の整理を行うものでございます。

附則第1項、施行期日、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用するもの。

附則第2項、経過措置、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償について、従前の例によることを規定するもの。

次ページをお願い申し上げます。

附則第3項、公務または通勤による傷病の初診日が新条例の適用日前にあり障害認定日が適用日以後にある場合に、年金たる給付として厚生年金保険法による障害厚生年金及び改正前の地方公務員等共済組合法による障害を給付事由とする職域加算額が支給されるため、新条例により障害補償年金が、改正前の地共済法により旧職域加算障害給付がそれぞれ減額対象となり、二重に併給調整されることとなります。

そのため、このような場合においては、当分の間、新条例附則第5条第1項の規定を適用しないこととするものでございます。

附則第4項、適用日から条例施行日の前日までの間に支給された年金たる補償及び休業補償は、新条例による内払いとするものでございます。

なお、このたびの改正により、本条例における引用法律の整備等を行うものでございまして、実質的に補償水準等についての変更はございません。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） なければ直ちに採決をいたします。

議第99号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第100号から議第103号の上程、説明

○議長（遠藤幸一） 日程第10、議第100号 平成27年度白鷹町一般会計補正予算（第3号）についてから、日程第13、議第103号 平成27年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてまで、以上、平成27年度各会計補正予算4件は、会議規則第36条の規定により、一括議題といたします。

初めに、議第100号 平成27年度白鷹町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

本件につきましては、障害者福祉施設整備事業による障害者グループホーム整備支援を初めとして、保育園運営委託料等の福祉関連施策や道路橋梁関連施策のほか、ナラシ対策加入促進緊急事業、各学校整備工事等について対応するため、所要の措置を講ずる

ものであります。

対応する財源といたしましては、国県支出金、地方債及び繰越金等で対処するものがあります。

このほか、地域おこし協力隊事業等に係る債務負担行為の追加等を行うものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ1億427万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ82億1,090万5,000円とするものであります。

なお、総務課長より説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（遠藤幸一） 総務課長、松野芳郎君。

○総務課長（松野芳郎） ご説明いたします。

予算書1ページをお開き願います。

議第100号 平成27年度白鷹町一般会計補正予算（第3号）。

平成27年度白鷹町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億427万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億1,090万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

次ページ、第1表 歳入歳出予算補正について申し上げます。

最初に歳入。

款、補正額、計を申し上げます。

11款分担金及び負担金、596万8,000円の減額、1億294万4,000円。

13款国庫支出金、3,192万7,000円、6億3,188万8,000円。

14款県支出金、1,167万円、7億5,336万4,000円。

17款繰入金、2,270万円、7,123万2,000円。

18款繰越金、2,809万7,000円、5億9,161万8,000円。

19款諸収入、844万8,000円、1億590万2,000円。

20款町債、740万円、12億750万円。

歳入合計、1億427万4,000円、82億1,090万5,000円。

次のページをお願い申し上げます。

歳出でございます。

1 款議会費、12万4,000円、1億686万7,000円。
2 款総務費、963万4,000円の減額、13億619万2,000円。
3 款民生費、9,618万6,000円、20億5,129万2,000円。
4 款衛生費、28万7,000円、6億812万1,000円。
6 款農林水産業費、108万8,000円、6億3,539万1,000円。
8 款土木費、1,020万8,000円、8億1,093万7,000円。
9 款消防費、40万円、3億5,184万8,000円。
10 款教育費、461万3,000円、10億6,111万5,000円。
11 款災害復旧費、100万2,000円、1億9,288万7,000円。
歳出合計、1億427万4,000円、82億1,090万5,000円。

続いて、第2表 債務負担行為補正。

初めに、追加についてご説明申し上げます。

事項、期間、限度額の順にご説明申し上げます。

地域おこし協力隊事業、平成27年度から28年度、2,400万円。

白鷹町斎場管理運營業務、平成27年度から平成32年度まで、5,122万2,000円。

白鷹町ヤナ公園管理運營業務、平成27年度から平成32年度まで、3,921万2,000円。

続いて、変更でございます。

LED防犯灯ESCO事業についてでございますが、限度額を433万2,000円追加し変更いたすものでございまして、限度額を4,289万2,000円とするものでございます。

続きまして、第3表 地方債補正、ご説明申し上げます。

変更でございます。

災害復旧事業、限度額につきまして30万円追加し2,120万円とするものでございます。
緊急防災・減災事業、限度額につきまして2,870万円を追加し6,380万円とするものでございます。
過疎対策事業、限度額につきまして2,160万円を減額し7億9,840万円とするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 次に、議第101号 平成27年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

本件につきましては、施設の修繕等に対応するため、所要の措置を講ずるものであります。

対応する財源といたしましては、繰越金で対処するものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ210万円を追加し、歳入歳出それぞれ6億3,550万円と

なるものであります。

なお、内容につきましては建設水道課長より説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（遠藤幸一） 建設水道課長、今野秀一君。

○建設水道課長（今野秀一） ご説明申し上げます。

予算書1ページをお開きください。

議第101号 平成27年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第2号）。

平成27年度白鷹町下水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ210万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,550万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをごらんください。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入。款、補正額、計のみご説明いたします。

5款繰越金、210万円、440万円。

歳入合計、210万円、6億3,550万円。

続いて歳出でございます。

1款公共下水道費、210万円、3億4,106万7,000円。

歳出合計、210万円、6億3,550万円。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 次に、議第102号 平成27年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由の説明申し上げます。

本件につきましては、施設の修繕に対応するため、所要の措置を講ずるものであります。

対応する財源といたしましては、繰越金で対処するものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出それぞれ1億6,283万4,000円となるものであります。

内容につきましては建設水道課長より説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（遠藤幸一） 建設水道課長、今野秀一君。

○建設水道課長（今野秀一） ご説明申し上げます。

予算書、1ページをお開きください。

議第102号 平成27年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）。

平成27年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,283万4,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをごらんください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。款、補正額、計のみご説明いたします。

6款繰越金、100万円、計190万5,000円。

歳入合計、100万円、1億6,283万4,000円。

続いて、歳出でございます。

1款農業集落排水事業費、100万円、9,877万4,000円。

歳出合計、100万円、1億6,283万4,000円。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 次に、議第103号 平成27年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 提案理由を申し上げます。

本件につきましては、介護保険制度改正に伴うシステム改修等に対応するため、所要の措置を講ずるものであります。

対応する財源といたしましては、国庫支出金で対処するものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ34万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ16億1,534万9,000円となるものであります。

なお、内容につきましては健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（遠藤幸一） 健康福祉課長、齋藤春美さん。

○健康福祉課長（齋藤春美） ご説明申し上げます。

補正予算書1ページをお開きください。

議第103号 平成27年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

平成27年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億1,534万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをごらんください。

第1表、歳入歳出予算補正。

款、補正額、計のみを申し上げます。

歳入。3款国庫支出金、34万5,000円、3億9,896万円。

歳入合計、34万5,000円、16億1,534万9,000円。

歳出。1款総務費、34万5,000円、4,397万2,000円。

歳出合計、34万5,000円、16億1,534万9,000円。

以上でございます。

○議長（遠藤幸一） 説明が終わりました。

○議第100号から議第103号の予算特別委員会付託

○議長（遠藤幸一） お諮りいたします。平成27年度各会計補正予算4件は、予算特別委員会に付託し、審査することにしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、平成27年度各会計補正予算4件は、予算特別委員会に付託し、審査することに決定いたしました。

予算特別委員会は、12月11日午前中に本議場で開会の上、審査を終了し、議会に報告されるよう申し添えます。

○延会の宣告

○議長（遠藤幸一） ここでお諮りいたします。本日の会議は、会議規則第24条第2項の規定により、これをもって延会したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（遠藤幸一） ご異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって延会することに決しました。

大変ご苦労さまでした。

延 会

〈午後4時04分〉